

# 持続可能な地域を創る 広域連携の深化に向けて

## 公共施設の集約化・専門人材の確保 取組事例集



# 目次①

## 第1章 はじめに

1.1 広域連携の必要性	4
--------------	---

## 第2章 自治体間の連携の手法

2.1 多様な広域連携	6
-------------	---

2.2 事務の共同処理制度	6
---------------	---

## 第3章 公共施設の集約化

3.1 公共施設の集約化の取組について	8
---------------------	---

3.2 公共施設の集約化に関する取組事例	9
----------------------	---

3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>	10
--------------------------------	----

3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>	17
--	----

3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>	23
----------------------------------	----

3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>	28
-----------------------------------	----

## 第4章 専門人材の確保

4.1 専門人材の確保の取組について	37
--------------------	----

4.2 専門人材の確保に関する取組事例	38
---------------------	----

4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>	39
--	----

4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>	43
-------------------------------------	----

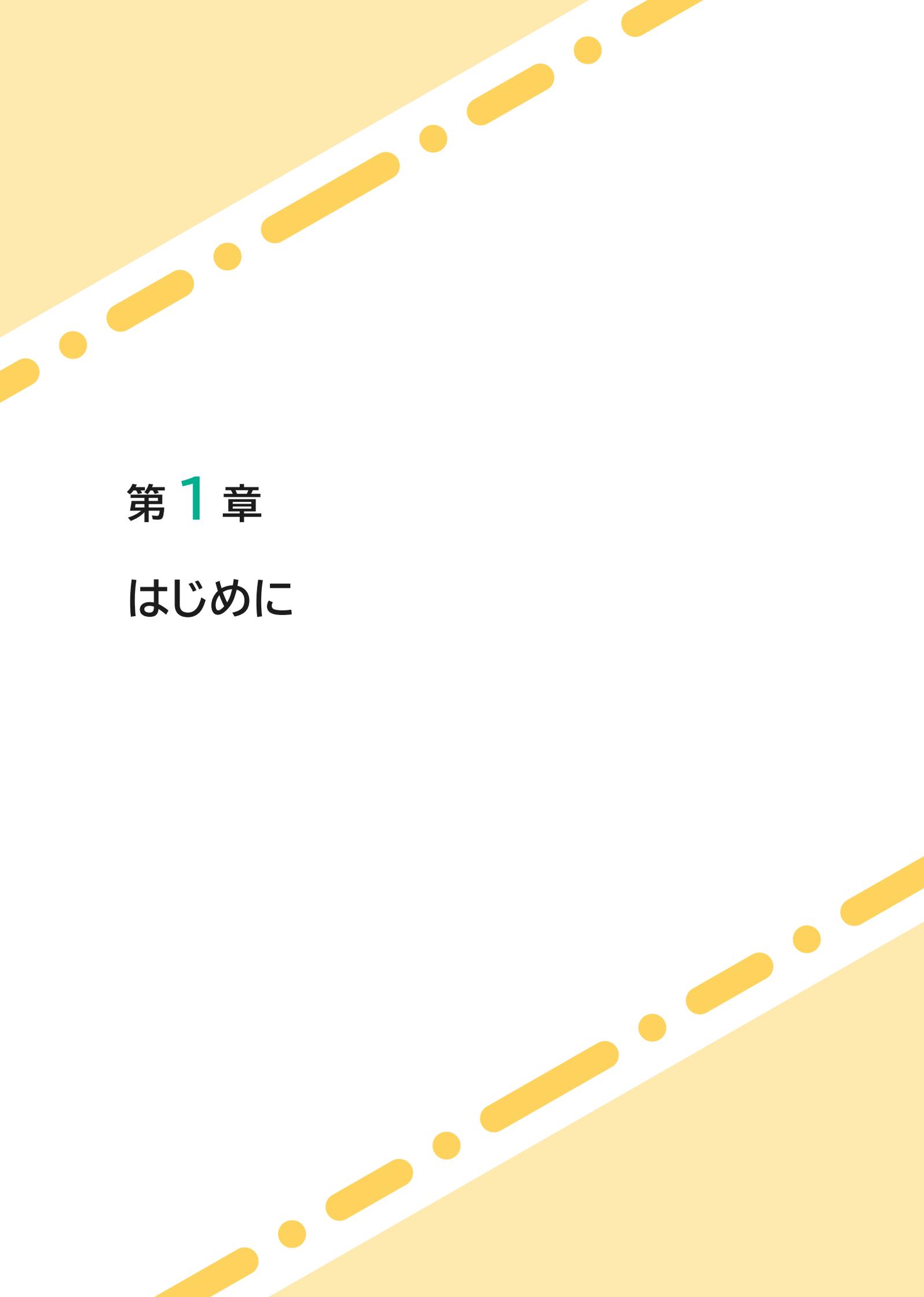
4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>	48
--------------------------------------	----

4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>	52
------------------------------------	----

# 目次②

## 第5章 資料編

5.1	複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について(通知)	57
5.2	複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進にかかる財政措置等	59
	○ 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進	
	○ 公共施設の集約化・複合化等の推進	
5.3	「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」	61
5.4	専門人材の確保等に係る財政措置	62
	○ 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置	
	○ 都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費等に係る特別交付税措置	
	○ 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置	
	○ 市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る特別交付税措置	
	○ 復旧・復興支援 技術職員派遣制度	
5.5	連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正について(令和7年1月23日)	67
5.6	定住自立圏構想推進要綱の一部改正について(令和7年1月23日)	68
5.7	第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(抄)	69
5.8	事務の共同処理制度の比較	70



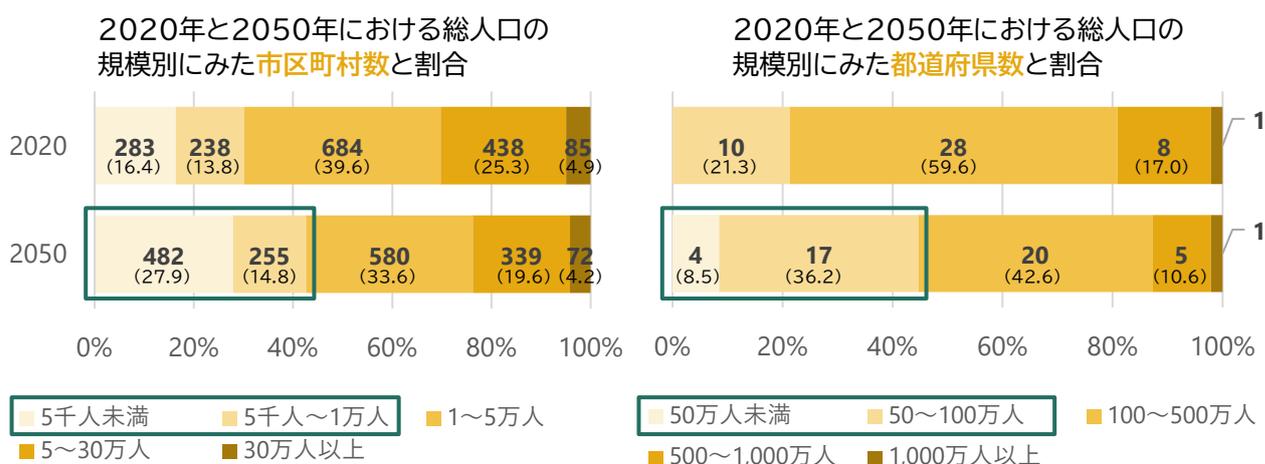
# 第1章

## はじめに

## 1.1 広域連携の必要性

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」によると、2050年には、人口1万人未満の市区町村が約13%増加し、40%を超える見通しです。また、都道府県のうち21県で人口が100万人未満になり、うち4県は50万人未満になる見通しです。

図表1-1 地方公共団体の将来人口(※1)



また、人材の確保については、地方公共団体は、土木技師、保健師、建築技師、ICT人材、保育士、看護師等の専門技術職の確保について課題を感じています。※「総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料」(自治体アンケート結果)

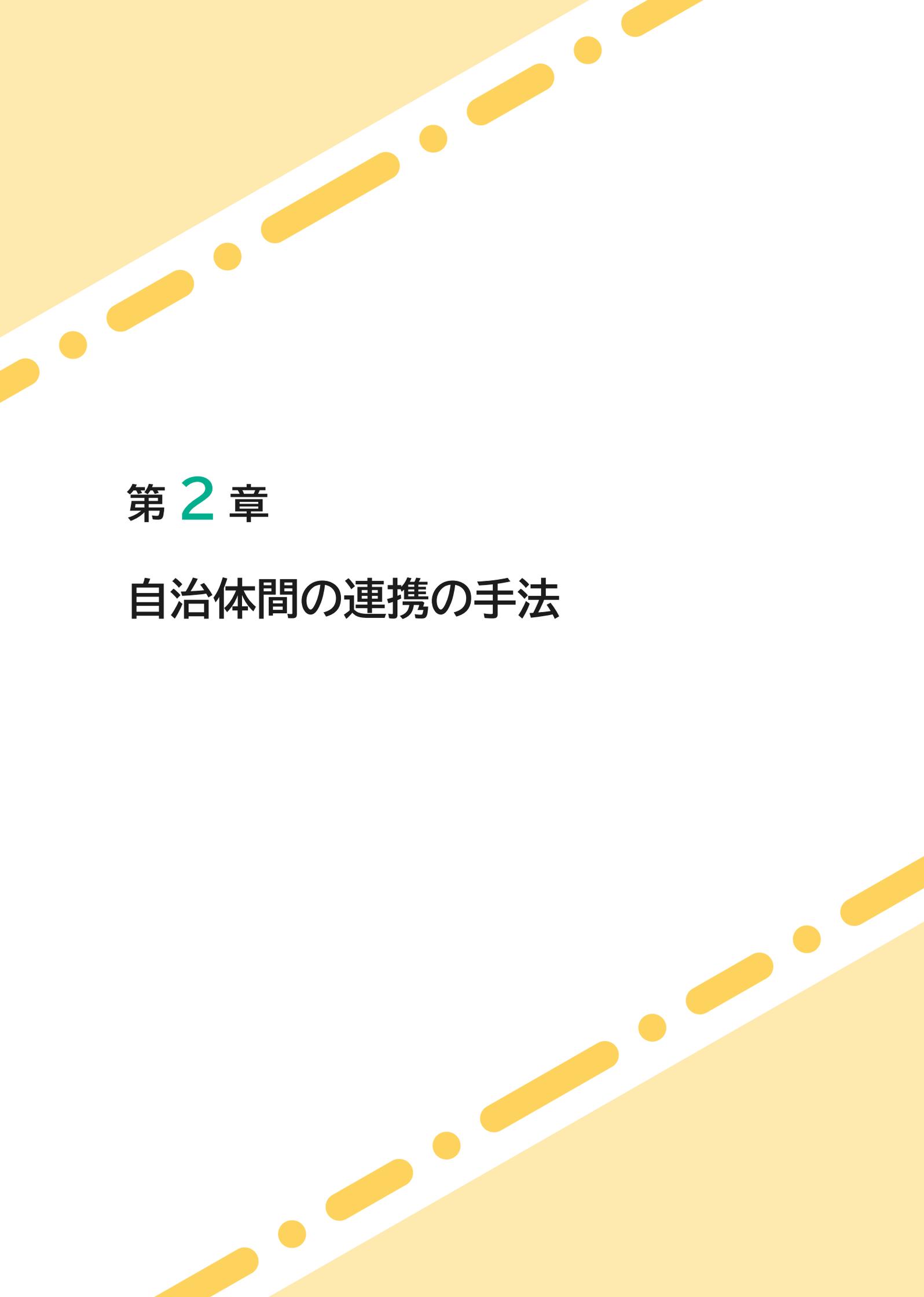
こうした人口構造の変化による人手不足に加え、インフラの老朽化といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される中、地方公共団体には、持続可能な行政サービスを実現するため、それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められます。

しかしながら、広域連携の取組については、産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられている一方で、広域での公共施設の集約化や専門人材の確保といった資源制約に対応するための取組については、現状十分に進んでいるとは言えません。

公共施設の集約化については、施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど、地域を超えて取り組む場合の利害調整に特に困難を伴うため、広域での取組が十分には進んでいないものと考えられます。また、専門人材の確保についても、市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られず、規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じています。

そのため本書では、特に「公共施設の集約化」「専門人材の確保」の取組事例を紹介します。

※1 「総務省 第1回 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会資料」(総務省)([000982083.pdf](#))より引用・加工



## 第 2 章

# 自治体間の連携の手法

## 2.1 多様な広域連携

広域連携の手法については、連携中枢都市圏・定住自立圏や核となる都市がない地域における水平的・双務的な連携、都道府県による市町村の補完・支援などの多様な広域連携の手法がありますが、地域の実情に応じてこれらの手法の中から最も適したものを選択することが重要です。

図表2-1 多様な広域連携

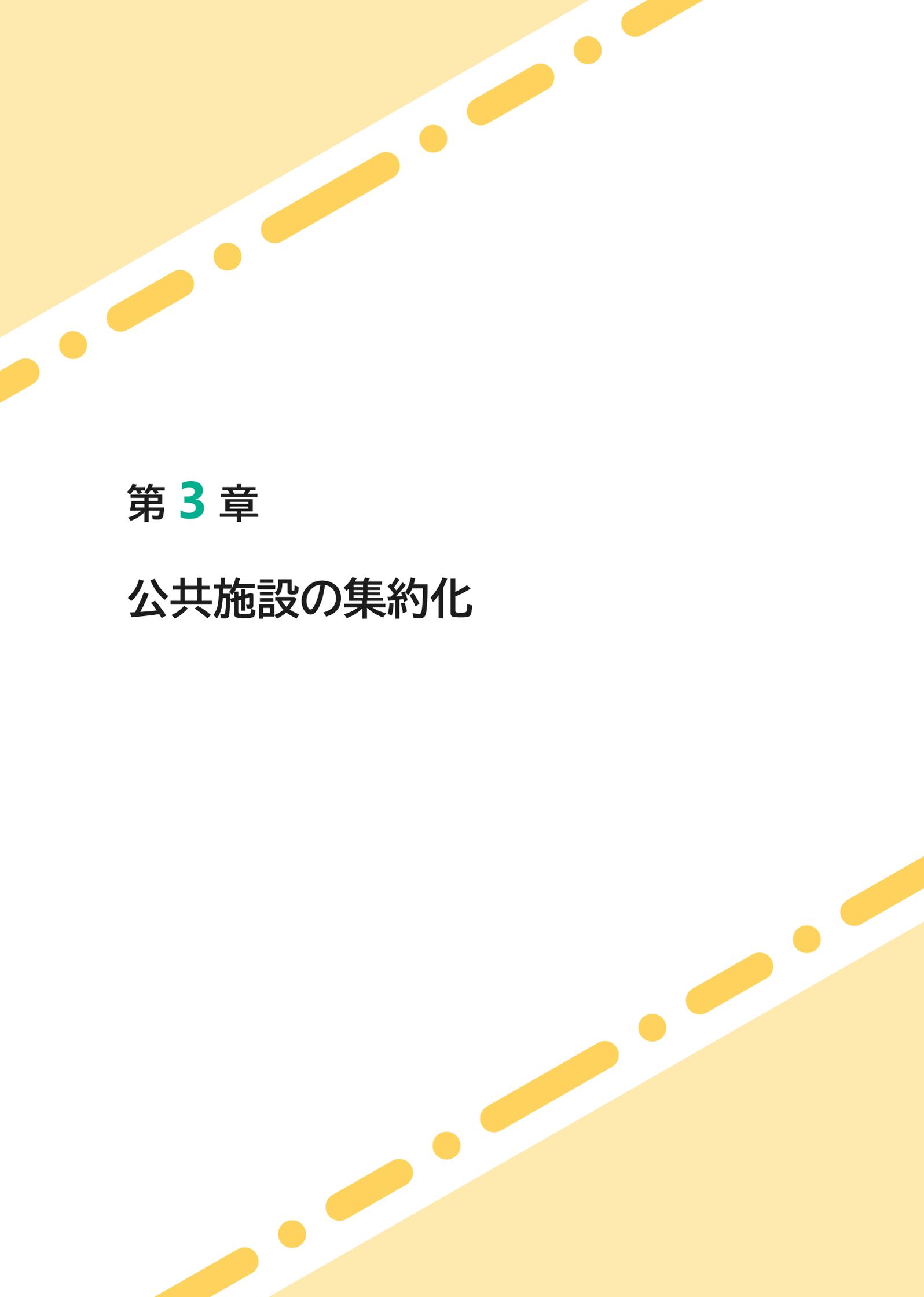
手法	概要・連携イメージ
連携中枢都市圏・定住自立圏	一定の規模を有する連携中枢都市・中心市と周辺の市町村が連携して圏域を形成。
上記以外の市町村間の広域連携	核となる都市がない地域や三大都市圏の都市の間の水平・相互補完的、双務的な役割分担。
都道府県による市町村の補完・支援	個々の市町村の規模や能力、市町村間の広域連携の取組状況に応じた都道府県による補完や支援。

## 2.2 事務の共同処理制度

事務の共同処理制度は、地方公共団体が協力して事務を管理・執行し、効率的な行政運営を実現するための仕組みです。地方自治法に基づく共同処理制度の種類は、下表のとおりです。詳細は、第5章「資料編」5.8「事務の共同処理制度の比較」を参照ください。

図表2-2 事務の共同処理制度の種類

制度の種類		概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度。
	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う制度。
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。



## 第 3 章

# 公共施設の集約化

## 3.1 公共施設の集約化の取組について

本章では、公共施設(図書館、病院、文化会館、給食炊飯施設)の集約化の取組事例を紹介します。

また、公共施設の集約化の取組を実施するにあたって想定される一般的な課題とそれらを解決するために効果的と考えられる取組を以下に記載しています。本章に掲載している取組事例とあわせて、取組を実施する際に参考にしてください。

## 想定課題

## 効果的と考えられる取組

## 課題の共通理解・

## 関係自治体との調整

- **施設の利用実態や老朽化の状況、同種の施設の配置状況、施設を集約化した場合の住民への影響等について調査・分析**を行い、その結果を関係自治体間で共有する。
- 都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市などが中心となって、各団体の施設の老朽化等の課題や、人口減少、住民ニーズも踏まえ、どのような施設が必要とされているか等について、外部有識者や住民代表(公募市民等)も含めた検討会等で議論する。
- 集約化をテーマとした議論の場の設定が難しいと考えられる場合には、「ファシリティマネジメントにおける広域連携」など、間口を広く設定して自治体間の協議の場を設けることや、市町村境に近接する施設の利用状況を見える化することなどが考えられる。
- 協議の進め方については、**市町村長等が集う場で一定のコンセンサスを得た上で、実務者レベルで検討**を進める。また、有識者から助言等を得る。
  - ➔ 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費に係る特別交付税措置(P59)
  - ➔ アドバイザー派遣制度(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)(P61)

## 住民・議会の理解促進

- 広報誌による周知など、住民に対する広報を充実させる。
- **集約化・複合化により機能やサービスが向上する点や、現在の施設の具体的な利用状況(稼働率等)、人口減少、財政状況について、住民や施設を主に利用する関係団体等に対する説明会や意見聴取の機会を設けるなどして、十分に説明する。**
- 住民の利便性が低下する懸念がある場合は、対応策を検討・実施する。**(集約後の施設までの移動手段の確保、利用料の激変緩和措置、共通予約システムの整備、施設の立地を住民が利用しやすい場所(中間地点など)にする等)**
  - ➔ 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費に係る特別交付税措置(P59)

## 費用負担に係る合意形成

- 関係団体間で費用負担のルール(例:人口、所有面積や利用者数に応じて按分)を検討し合意する。
- 地方財政措置や国庫補助金などの活用を検討・協議する。

## 施設の維持管理

- 集約化した施設の維持管理については、運営にあたっての役割分担を整理したうえで、事務の委託等の共同処理制度の活用も検討し、事務の効率化を図る。

## 3.2 公共施設の集約化に関する取組事例

公共施設の集約化の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

### 自治体名・取組

### 取組におけるポイント

#### 3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>

関係自治体 長崎県・大村市

長崎県立長崎図書館(長崎市)と大村市立図書館を統合し、県・市一体型の図書館を大村市に整備



- 県内図書館との連携や資料に関する業務は県が、来館者へのサービスは市が担うなど、**役割分担を整理**
- 旧県立長崎図書館跡地に整備した郷土資料センターにおいて、本の取り寄せや返却ができる**サテライト機能を整備**

#### 3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>

関係自治体 土岐市・瑞浪市

土岐市立総合病院・瑞浪市の東濃厚生病院を集約し、組合立の医療センターを土岐市内に整備



- 両市による**広報誌での周知**や**再編説明会の実施**、市長と語る会のテーマとするなど、**住民に対して丁寧に説明**
- 既存病院を存置した場合の維持管理費の増加なども含め、**他の解決策と比較・検討**

#### 3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>

関係自治体 秋田県・秋田市

県民会館と市文化会館の機能を集約し、県・市立の文化施設を整備



- 県内文化団体への**聞き取り調査・意見交換会**や、有識者を交えた**検討委員会**の開催、パブコメ等により、**丁寧に調整や方針決定等を実施**
- 県へ**市職員を派遣**し、課題認識等を共有

#### 3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>

関係自治体 山形市・連携市町

連携中枢都市圏構成市町により山形広域炊飯施設を整備



- 広域化により**給食費の負担を軽減**
- 建設後の米飯単価等を比較したうえで、**合意形成**を図った
- 連携事業としたことで、維持管理に要する経費について、**特別交付税措置や、地域活性化事業債の活用が可能となり**、財政負担を軽減

### 3.2.1 取組事例 ① <長崎県立・大村市立図書館の集約>

関係自治体 長崎県・大村市

施設種類

図書館

集約後施設名

ミライon図書館



老朽化していた長崎県立長崎図書館・大村市立図書館を合築により県立市立一体型図書館として整備

- 長崎市内にあった長崎県立長崎図書館と、大村市内にあった大村市立図書館を集約化し、**県立・市立**が一体となった「**ミライon図書館**」を大村市内に整備した。旧県立長崎図書館跡地には、郷土資料センターを整備し、県立図書館の郷土資料部門を担うとともに、ミライon図書館の本の取り寄せや返却ができる、**サテライト機能**も担っている。



#### 取組のポイント

- **両館の建替えのタイミングが重なったことや、十分な敷地を確保できたことなどから、県央に位置する大村市内に合築による整備を実現した。** 一般的な県立・市立図書館の**業務の違い(県立図書館は市町立図書館への援助等の広域支援が重要な業務であるのに対し、市町立図書館は住民へのサービスが第一義的な機能であること)**などを基に、**県・市の役割分担や組織構成を検討した。**主に、資料・企画・広域支援(県内市町立図書館への支援)に関する業務は県が、施設・設備の維持・管理・来館者へのサービスは市が主体となって行うこととした。
- 施設・設備を効率的に管理するため、地方自治法上の**「事務の委託」を活用し、大村市が一元的に施設の維持管理を実施。**
- 長崎市内の旧県立長崎図書館跡地に整備した郷土資料センターは、郷土資料部門を取り扱うため、本の取り寄せや返却ができる**サテライト機能**を設けることで、住民の利便性を確保。
- **收藏能力、駐車場面積、市外からの来館者増加による交流人口の増加、県・市の図書館職員の交流増加による双方のスキルアップなどの効果があった。**

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ

💡 建替え時期の一致

- 長崎県立長崎図書館(以降、県立図書館)について、老朽化が進んでいたことや、狭隘な施設では図書館に求められる機能の多様化に対応できなかったことから、建替え・移転の検討が始まった。
- 大村市では、全世帯へのステッカー配布などにより、住民を巻き込んだ県立図書館の誘致活動を実施した。また、平成17年度から毎年長崎県知事に県立図書館の誘致について要望活動を実施していた。
- 県立図書館と大村市立図書館(以降、市立図書館)の**建替えのタイミングが重なっていたこと**、大村市に十分な敷地を確保できること、交通アクセスの利便性が良いことから、大村市が県立図書館の移転先に決まり、合築での整備を行う方針となった。

### 課題の共通理解

- 県による誘致自治体等からの意見聴取により、大村市内への県立図書館の移転が決定し、その後、県と市の協議により、県立図書館と市立図書館の合築が決定した。
- 県・市の双方で、合築に関する整備室を立ち上げて、協議を行った。

### 関係自治体との調整

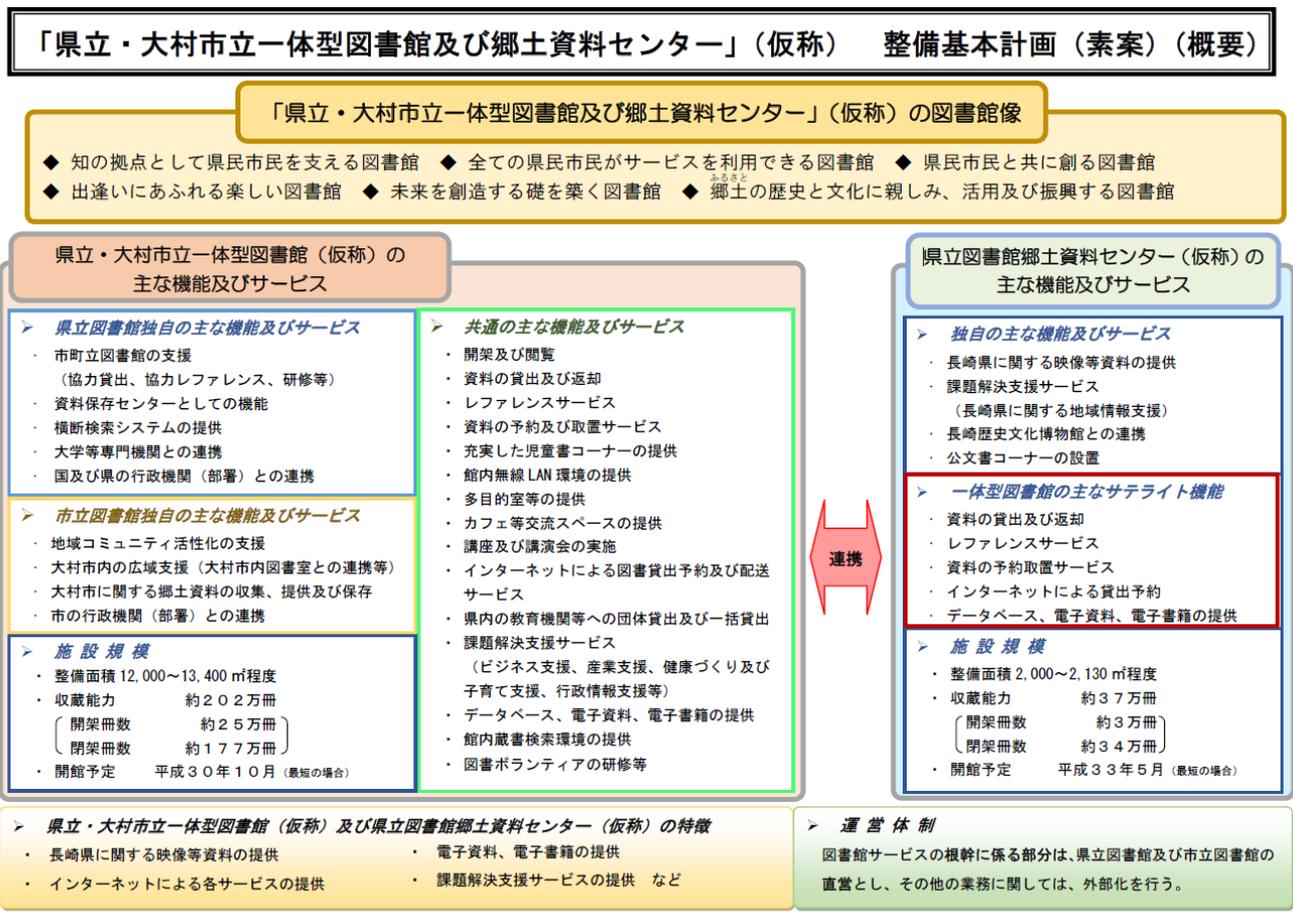
- 調整の中で特に苦労した点として開館日等の**運用内容(①)**、**業務の役割分担・人員配置等の組織構成(②)**、**費用負担の割合(後述)**があった。
- ①に関して、図書の貸出期間などの運用方法は、県立図書館の運用を基本的に踏襲した。図書館で利用するシステムに関しては、それぞれの既存のシステムを参考にしながら、県市一体型図書館システムを新たに構築した。
- ②に関して、**県立図書館・市立図書館の機能の違いなどを基に、業務の役割分担や組織構成を検討した**。主に、**資料・企画・広域支援(県内市町立図書館への支援)に関する業務は県が、施設・設備の維持・管理・来館者へのサービスは市が主体となって行うこと**としている。一方、細かな業務レベルでも役割分担を設定しつつ、双方で行う業務も多数設定した。
- その他、駐車場の利用料金や条例の改正等においても必要な調整を行った。

☀️ 利用者目線での一体的なサービス提供  
 ☀️ サテライト機能の整備

住民・議会からの理解促進

- ミライon図書館では、**県立図書館と市立図書館の資料を区別することなく一体的に取り扱い、同一の書架に配架している。また、窓口カウンターは県・市共同で設置し、貸出・返却・レファレンスサービス等**を提供している。
- 旧県立図書館跡地に郷土資料センターを建設し、**県立図書館の郷土資料部門を担うとともに、ミライon図書館の本の取り寄せや返却ができるサテライト機能も担うことで、旧県立図書館があった地域の住民の利便性を考慮している。**
- 長崎県内の6市(長崎市、大村市、対馬市、諫早市、島原市、佐世保市)で住民へ説明会を実施し、長崎市民への説明時は、**郷土資料センターはミライon図書館のサテライト機能を有し、本の取り寄せや返却ができる点などを丁寧に説明した。**
- 大村市民への説明時は、市外からの来館者増加による関係人口増加、図書館の蔵書拡大、機能拡充などをアピールした。
- 各団体・県議会から大村市内での整備について意見をを受けた際は、長崎市内での建設が難しい理由(十分な建設用地の確保が困難であることなど)を都度丁寧に説明した。

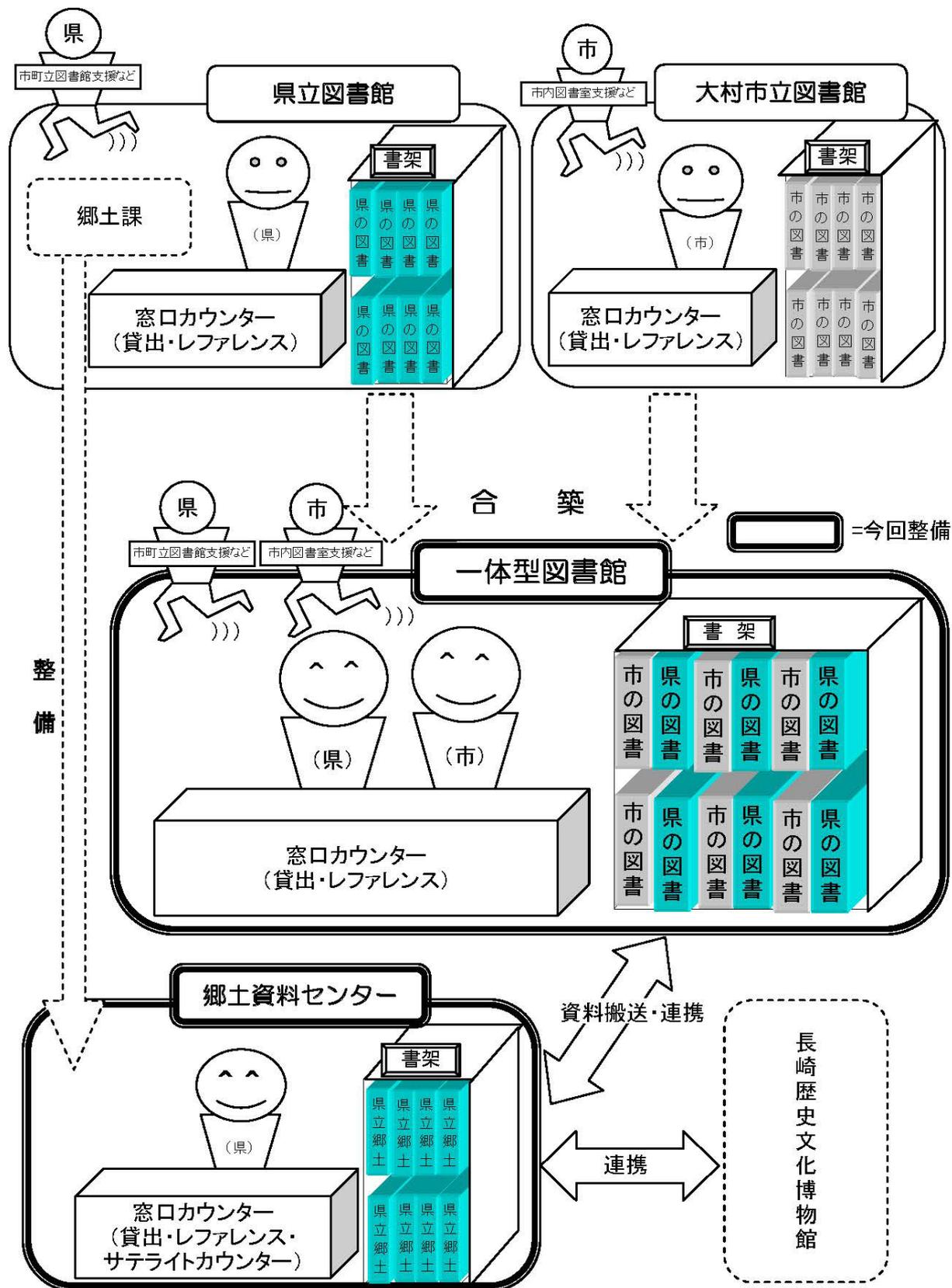
図表3-1 住民説明において使用された説明資料(※1)



※1 「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案)(概要)」(長崎県・大村市)(長崎県提供資料)より引用

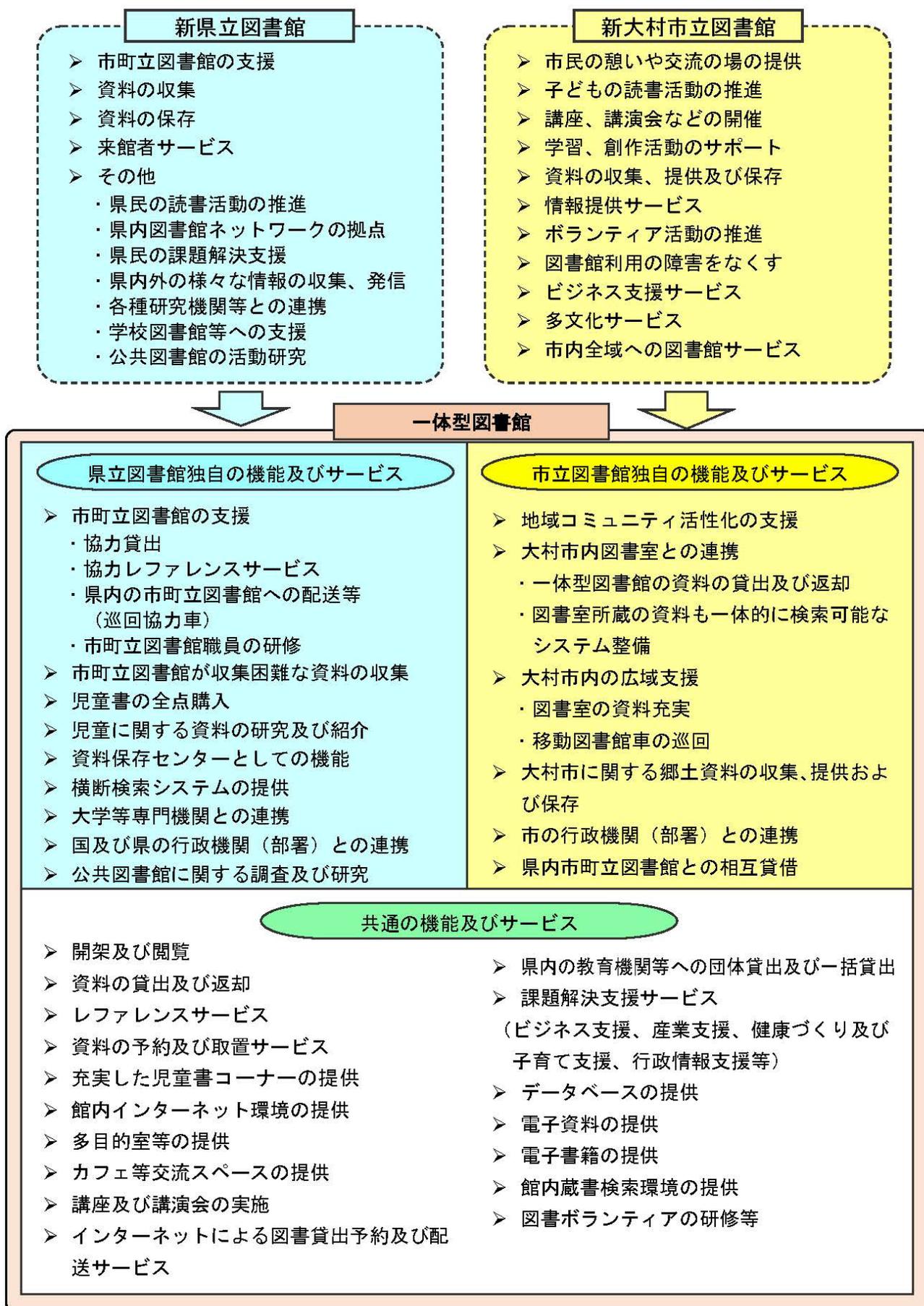
図表3-2 長崎県議会での説明資料(「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案))に記載された一体型図書館のイメージ(1)(※1)

一体型図書館及び郷土資料センターのイメージ



※1 「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案)(長崎県・大村市) (長崎県提供資料)より引用

図表3-3 長崎県議会での説明資料(「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案))で記載された一体型図書館のイメージ(2) (※1)



※1 「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案)(長崎県・大村市) (長崎県提供資料)より引用

図表3-4 長崎県議会での説明資料(「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案))で記載された一体型図書館のイメージ(3) (※1)

項目	内容
施設について	利用者が県立図書館と市立図書館の区分を意識しない、一体となった開架スペースとする。
開架スペース	県立図書館と市立図書館の資料を一体として配架する。(25万冊程度)
閉架スペース	県立図書館と市立図書館の資料を一体として管理する。(177万冊程度)
主なスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開架及び閲覧スペース (窓口カウンター含む)</li> <li>・読書スペース</li> <li>・視聴覚スペース</li> <li>・おはなしの部屋</li> <li>・データベーススペース</li> <li>・対面朗読室</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習室</li> <li>・グループ学習室</li> <li>・多目的室等</li> <li>・ボランティア室</li> <li>・展示スペース</li> <li>・カフェ等交流スペース</li> <li>・閉架スペース 等</li> </ul>
資料の収集について	効率的な選書を行うため、県立図書館の職員と市立図書館の職員が協力して、一体型図書館に必要な資料の選書を行う。
資料の保存について	<p>県立図書館は、資料保存センターとして、県内に最低1冊は資料がある状態を目指す。併せて資料の電子化も推進することで、省スペース化を図る。</p> <p>市立図書館は、貸出回数が減るなど開架の役目を終えた資料を、概ね5年間(雑誌及び新聞は2年間)保存し、その後必要に応じて県立図書館へ移管する。</p>
図書館情報システムについて	県立図書館の資料、市立図書館の資料を区別することなく、総合的な検索、予約が可能なシステムを整備する。

### 費用負担に係る合意形成

💡 所有面積に応じて負担

- 元々市立図書館があった場所であることから、土地の所有権は大村市単独とし、長崎県と大村市の間で土地使用契約を締結している。
- 建設費は館内の各室の所有面積で負担比率を設定し、図書館全体でその比率を足し合わせた比率(長崎県:大村市=1.53:1)で負担することで、その比率を基に建物の所有権を決定した。

### 施設の維持管理

💡 事務の委託による一元的な維持管理

- 維持管理にあたっては、事務の効率化、維持管理コストの縮減を図るため、地方自治法の「事務の委託」を活用し、大村市が一元的に維持管理を行うこととした。建物の所有権(長崎県:大村市=1.53:1)を基に、長崎県が所有する分の維持管理費を大村市に支払っている。

※1 「県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター」(仮称)整備基本計画(素案)(長崎県・大村市) (長崎県提供資料)より引用

### 取組の効果

- 旧県立図書館に比べ、**収蔵能力は約2.9倍、駐車場面積は約9倍**となった。
- **県・市の図書館職員の業務経験を共有することで、県・市職員の双方のスキルアップにつながっている。**
- 県立図書館の機能を有していることで、大村市外からの来館者が増加し、**交流人口が増加**している。貸出人数のうち2割は、市外の利用者である。

#### 担当課

長崎県 教育委員会 長崎県立長崎図書館  
Mail: s40270@pref.nagasaki.lg.jp TEL: 0957-48-7700

大村市 教育委員会 大村市立図書館  
Mail: tosyokan@city.omura.nagasaki.jp TEL: 0957-48-7700

### 3.2.2 取組事例 ② <土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の集約>

関係自治体 岐阜県土岐市・瑞浪市

施設種類

病院

集約後施設名

公立東濃中部医療センター



#### 土岐市立総合病院・東濃厚生病院(瑞浪市)の統合による1病院化

- 土岐市内にある土岐市立総合病院と瑞浪市内にある東濃厚生病院は、急性期・救急対応に特化した二次救急医療機関である点で機能が重複しており、地域全体で急性期病床の過剰供給や医師不足といった課題が生じていた。そこで、二次医療機関としての両病院の機能を集約して1病院化することとし、両市で構成される東濃中部病院事務組合により新病院「公立東濃中部医療センター」を土岐市内に整備している(令和8年2月開院予定)。

#### 取組のポイント

- 両市の間地点に建設することで、両市の住民の利便性を確保。
- 診療科分担や病床機能分担などの1病院化以外の解決策も含めて検討し、多様な観点から比較を行った上で、複数診療科の同時受診や、救急医療の高度化、機器等の集約化が可能となる1病院化を選択した。
- 広報誌掲載や「市長と語る会」のテーマとすることなどで住民に対して丁寧な説明を行った。
- 1病院化により、地域の医療資源を集約し、救急医療体制の充実など、より高度な医療サービスの提供が可能となったほか、スタッフの集約により医師不足が解消される見込み。

※1 完成イメージ

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ



需要を踏まえた  
適正配置の検討

- 高齢化に伴う人口減少により**医療需要の減少**が続くことや、高度医療を担う医師の確保が困難な状況であること、両病院(土岐市立総合病院・東濃厚生病院)の**急性期病床を足しあわせると供給過剰である一方で回復期病床が不足**していることが、両病院の課題であった。これらの課題により、両市から総合病院がなくなることが懸念されていた。
- 「岐阜県地域医療構想」(平成28年)において、「特に東濃圏域には同規模の公立病院、公的病院が近接して立地し、運営主体が同じ病院も複数あるため、病院間の関係の整理、位置づけについて研究、検討を行う。」という方針が示された。

### 課題の共通理解



複数の解決策を  
比較検討



副市長が参加して協議

- 平成28年に土岐市・瑞浪市・JA岐阜厚生連(東濃厚生病院を運営)、土岐医師会が「地域医療構想における東濃中部の医療を考える研究会」を全3回開催し、地域医療が抱える課題の共有が行われた。
- 土岐市では、「土岐市病院事業改革プラン策定委員会」を平成28年に開催し、平成29年に「土岐市病院事業新公立病院改革プラン」を策定した。
- これらの背景を踏まえ、JA岐阜厚生連から土岐市、瑞浪市の両市に対し、東濃中部の医療提供体制のあり方の検討について申し出が行われ、平成29年、土岐市、瑞浪市、JA岐阜厚生連の三者による「東濃中部の医療提供体制検討会」が立ち上げられた。
- 「東濃中部の医療提供体制検討会」における議論では、**診療科分担や病床機能分担などの他の解決策も含めて検討**されたが、既存の両病院を存置した場合、施設設備の経年劣化に伴う維持管理費が増加することや、病床機能分担を行った場合、経営が厳しくなるなどの課題があった。
- 一方、統合した場合、**複数診療科の同時受診、医師確保による救急医療の高度化、維持管理の面でも医療機器等の集約化が可能となる**といったメリットを踏まえ、1病院化する方針で決定した(図表3-5参照)。
- 1病院化により、**地域の医療資源を集約し、より高度な医療サービスの提供と、将来にわたる継続的な地域医療の確保を目指す**こととなった。
- 「地域医療構想における東濃中部の医療を考える研究会」や「東濃中部の医療提供体制検討会」は、いずれも**土岐市、瑞浪市両市の副市長が参加しており、トップダウンで議論**が進められた。

図表3-5 1病院化と他の解決策の比較(※1)

	市民の医療受診環境の観点			病院経営の観点			総合的な評価	
	診療科確保	病床確保	救急医療確保	医師確保	導入費用	施設維持管理		
現状	・重複診療科あり ・医師不足で、一時的に休診する診療科発生	・急性期過剰 ・回復期不足	・両病院の輪番制に対応	・両病院とも、医師の確保が困難	-	・施設設備の経年劣化に伴う維持管理費が年々増加	-	
連携	評価 △ A.診療科分担(診療機能分化) ・重複診療科解消される。 ・複数診療科を受診する場合、一つの病院で診察を受けられない場合が発生する。 ・診療科構成によっては、総合的な診療が受けられなくなる。	△	×	△	-	△	×	
	評価 ○ B.病床機能分担 ・機能に合わせた診療科再編が必要となる。 ・急性期病院の1病院化で現行より遠くなる市民が存在する。	○	△	△	△	△	△	
	評価 △ C.医師等相互派遣 ・輪番制で総合診療維持可能。ただし、両病院で常時医療の提供ができない恐れがある。	△	×	×	-	-	△	×
統合	評価 ○ D.1病院化 ・一つの病院に多様な診療科の確保が可能となり、複数診療科を同時に受診できる。 ・1病院化で現行より遠くなる市民が存在する。	○	○	○	○	△又は×	○又は△	○

関係組織との調整

両市の中間地点に建設

- 「東濃中部の医療提供体制検討会」では、病院の建設候補地の検討が行われ、**両市の中間地点に建設**すること及び「公設民営」とする方針が決定された。
- 令和2年には「土岐市・瑞浪市病院事業一部事務組合設立準備会」が設立され、**費用負担割合や建設候補地について検討**を行うとともに、一部事務組合の規約等を作成した。**一部事務組合への2市負担金の割合は、人口に応じて負担**する方針で2市の合意に至った。
- 令和3年には土岐市、瑞浪市、JA岐阜厚生連の3者で新病院の設置に関する覚書締結を行い、運営方法、建設候補地について合意をした。
- 土岐市は土岐市立総合病院を建設した経験があり、病院建設についての検討は、土岐市が議論を主導した。また、JA岐阜厚生連が土岐市立総合病院の指定管理を受けており、運営方法についての知見を有していたため、運営面についての検討は、JA岐阜厚生連が議論を主導した。

※1 「東濃中部の医療提供体制検討会 検討結果報告書」(土岐市)  
[http://www.tokisou.gfkosei.or.jp/pdf/kaikaku plan/sannkou3.pdf](http://www.tokisou.gfkosei.or.jp/pdf/kaikaku_plan/sannkou3.pdf)より引用

医師確保の困難さや  
医療需要の減少など  
を説明  
新施設までの  
交通手段の確保

住民からの理解促進

- 両市において広報誌による周知を行った(図表3-6参照)。住民に対しては、**医師不足により医師の確保が困難となっていることや、人口減少に伴う医療需要の減少**など、再編の必要性を説明した。
- 建設地が土岐市内であることから、瑞浪市民からの不安の声が多かった。そのため、「東濃厚生病院と土岐市立総合病院再編説明会」の実施や、「市長と語る会」のテーマとして住民と議論するなど、丁寧な説明を行った。
- 瑞浪市内から**新病院へ向かう交通手段(シャトルバス等)の設置を検討し、利便性を維持する**予定である。
- 東濃厚生病院の後利用は、一次医療機関として診療することを検討している。
- 公募市民を含めた市民ワークショップを行い、新病院に期待することについて議論した(図表3-7、3-8)。

図表3-6 「広報みずなみ」での掲載紙面(※1)

### 東濃厚生病院と土岐市立総合病院の再編について

現在、瑞浪市と土岐市では、将来にわたるこの地域の医療提供体制を確保することを目的に、東濃厚生病院と土岐市立総合病院の統合による新たな病院の設立に向けて準備を進めています。病院統合の必要性とこれまでの検討状況などについてお知らせします。

#### 現状

両市に類似機能(急性期・救急対応)を持った同規模の病院が存在

**課題**

- ◆ 医師確保が困難(医師不足)
  - ・ 医師がいなければ安定的な医療提供ができない。
  - ・ 特に救急医療の提供が困難となっている。
- ◆ 急性期病床が供給過剰の一方、回復期病床が不足。
- ◆ 人口減少に伴う医療需要の減少

**土岐市立総合病院**

【設置者】 土岐市  
【管理者】 JA岐阜厚生連

土岐市  
◆350床

連携(救急当番)

**東濃厚生病院**

【設置者】 JA岐阜厚生連  
【管理者】 JA岐阜厚生連

瑞浪市  
◆270床

#### これまでの検討状況(経緯)

- 地域医療構想における東濃中部の医療を考える研究会(H28.4~7)  
(岐阜県、瑞浪市、土岐市、JA岐阜厚生連、土岐医師会)
- 東濃中部の医療提供体制検討会(H29.9~R2.3)  
(瑞浪市、土岐市、JA岐阜厚生連)
  - \* 新病院の建設位置は中間地点を基本とし、経営手法は2市による公設、JA岐阜厚生連による民営とする。
  - \* 2市共同で新病院の設置主体となる公的機関を設置する。
  - \* 新病院設置までの間、2病院間で機能分担を早急に進めていく。
- 土岐市・瑞浪市病院事業一部事務組合設立準備会(R2.7~)  
(瑞浪市、土岐市、JA岐阜厚生連、土岐医師会)
- 土岐市及び瑞浪市医療提供体制審議会(R2.11~R3.1)
  - \* 土岐市肥田町浅野の土岐市有地を最適な候補地とする。付帯事項として、市民から寄せられた意見を十分精査し対応することを求める。

**【建設候補地の位置図】**

**【今後の動き】**  
新病院の具体的な建設整備や管理運営に関する事務を行う「東濃中部病院事務組合」を設立予定。

#### 再編

- 病院機能の再編
- 2次病院の1病院化
- 運営の一体化

- ① 医療資源・人材の集約化により総合的な救急医療に対応
- ② 東濃中部における2次医療の完結
- ③ 3次医療との連携

**新病院**

【設置者】 瑞浪市、土岐市  
【管理者】 JA岐阜厚生連

瑞浪市と土岐市  
◆400床

#### 東濃厚生病院と土岐市立総合病院再編説明会の開催

- ◆ 日時 3月13日(土) 13時30分から
- ◆ 場所 瑞浪市総合文化センター 文化ホール
- ◆ 定員 380名(先着順)
- ◆ 内容
  - 【第1部】 地域医療を取り巻く状況と両病院の現状について  
東濃中部医療センター センター長 塚本英人 氏
  - 【第2部】 病院再編の検討経緯について  
瑞浪市長 水野光二

\* 新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催します。

◎問合せ 健康づくり課 ☎68-9785  
令和3年3月1日 2

※1 「広報みずなみ 令和3年3月1日号」(瑞浪市)  
([https://www.city.mizunami.lg.jp/shisei/kouchou\\_kouhou/1001319/1006202/1006320.html](https://www.city.mizunami.lg.jp/shisei/kouchou_kouhou/1001319/1006202/1006320.html))より引用

【参考】東濃厚生病院と土岐市立総合病院再編説明会 ホームページはこちら  
[https://www.city.mizunami.lg.jp/kenkou\\_fukushi/1005977/1007031/1006324.html](https://www.city.mizunami.lg.jp/kenkou_fukushi/1005977/1007031/1006324.html)

図表3-7 市民ワークショップの様子(※1)



図表3-8 市民ワークショップで使用した資料(※1)

1. 新病院に期待すること (1) 全般的な病院機能

ご意見	基本構想・基本計画における対応
東濃医療圏（二次医療圏）の地域医療を担う中核病院としての役割。	基本構想P31の「2. 新病院の目指す姿」に掲示のとおり、新病院は地域中核病院として高度で先進的な医療提供や地域に不足する診療機能の充足に努め、可能な限り区域内で完結できる医療提供体制を目指します。
2次医療を完結できる病院、全市民が納得いく病院。高度医療、先進医療を提供可能な大きな病院。	
公的役割を果たすため、医療機器や設備などを充実し、診療・治療処置を完結する病院。	基本計画において医療機器や設備等の充実について記載する予定です。
地域住民の命を守る。	新病院では救急医療の充実を特に重要な課題としており、24時間365日体制を目指します。また、脳卒中や心筋梗塞等の命にかかわる疾患に対応する急性期医療を充実します。
医師の確保。	医師・医療職の働きやすい職場環境を整えます。
将来の人口や医療需要の推移を見据えた現実的な病院計画。	開設当初は400床程度としますが、将来は患者数に応じて病床数を減床することも想定します。

※1 「東濃中部病院事務組合 公開資料」(東濃中部病院事務組合) (<https://www.union-tono.jp/material/public-material/>)より引用

## 費用負担に係る合意形成

- 公設民営にすることで、病院事業債に係る交付税措置の対象とし、**3者の負担額を圧縮**した。
- 建設費の48%を指定管理者であるJA岐阜厚生連が負担し、**残りの負担額を2市で人口に応じて負担**している。
- 建設地は土岐市が所有する土地であり、土地に関する瑞浪市の費用負担は生じていない。

💡 交付税措置等による負担圧縮

## 施設の維持管理

- 土岐市・瑞浪市の両市が構成市となる**一部事務組合**である、「東濃中部病院事務組合」を設置し、**JA岐阜厚生連が指定管理者として管理運営**を行う。
- JA岐阜厚生連への指定管理料は東濃中部病院事務組合が支払う予定となっているが、その財源は土岐市・瑞浪市が人口に応じて負担する構成市負担金となる見込みである。

💡 一部事務組合の設立や指定管理者制度の活用

💡 回復期病床の増加、医師不足の解消  
💡 複数診療科の同時受診が可能に

## 取組の効果

- 需要に合わせた適正な病床数とすることに加え、不足していた回復期病床も増加させることができる計画となっている。
- 2病院の統合によるスタッフの集約により、**医師等の不足が解消**できる。また、最新の医療機器を導入することで、研修医の受入や医局からの派遣医師が増えることが期待されている。
- 医師の増加が見込まれていることから、これまで両病院の強みとなっていた脳神経外科、整形外科の対応に加え、がん診療、急性心筋梗塞、心不全、内分泌・代謝疾患などに重点を置き、2病院を合算する以上の診療機能となる予定である。**1つの病院に多様な診療科を確保することが可能**となり、**住民は複数診療科を同時に受診できることとなる**。
- 土岐市及び瑞浪市には出産施設がなく、妊娠分娩、周産期疾患の患者の2市外流出率が高い状況となっているが、新病院には産婦人科を設置予定のため、その状況を改善することができる。

### 担当課

瑞浪市 健康福祉部 健康づくり課  
Mail: kenko@city.mizunami.lg.jp TEL: 0572-68-9785

土岐市 健康福祉部 健康推進課  
Mail: hoken@city.toki.lg.jp TEL: 0572-55-2010

### 3.2.3 取組事例 ③ <秋田県民会館・秋田市文化会館の集約>

関係自治体 秋田県・秋田市

施設種類

文化施設

集約後施設名

あきた芸術劇場



#### 秋田県民会館・秋田市文化会館の機能を集約した文化施設を県・市共同で整備

- 秋田県民会館の老朽化及び機能強化等の課題と秋田市文化会館の耐震補強に係る大規模改修等の課題があったため、秋田県民会館跡地に県・市共同で文化施設「あきた芸術劇場」の整備を行った。



#### 取組のポイント

- 県内の文化団体への聞き取り調査・意見交換会や、有識者を交えた検討委員会の開催、パブリックコメント等により、丁寧に調整や方針決定等を行った。
- 県への市職員の派遣により、課題認識の共有を図った。
- 県民会館と市文化会館の機能を継承させることを念頭にすり合わせを行い、大ホールは県民会館大ホール、中ホールは市文化会館大ホールの代替施設とみなし、他のスペースは県・市折半として費用負担割合を算定した。
- これまで県内では開催できなかった多種・多様な公演や大会等の開催が可能となった。

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ

 老朽化等の共通課題

- 平成23年2月に国民文化祭の開催が決まったことを受け、同年8月に秋田県は「あきた文化ルネサンス宣言」を行い「地域の文化力を高め、文化の力で秋田を元気にする」取組を行ってきた。また、秋田市では、平成20年度に中心市街地活性化基本計画を策定し、文化施設を中心市街地に集約するなど、「歴史と文化を活かしたまちづくり」に取り組んできた。
- 県内最大規模の収容規模(1,839席)を設けていた秋田県民会館については、**築50年以上が経過し施設の老朽化**が進んでいたほか、**舞台が狭く、楽屋数も少ない**こともあり、**若者を集客できるコンサートや舞台装置が大がかりなオペラや演劇等の公演が行えない**など、様々な課題を抱えていた。また、秋田市文化会館についても、**築30年以上が経過しており、耐震補強など大規模改修が必要**となっていた。

### 課題の共通理解

 首長による合意  
 職員派遣による認識の共有

- 秋田県は、県及び市町村が協働して住民サービスの向上等を図るため双方向で政策等の提案をするとともに、対等な立場で議論し合意形成に努める場として、平成21年度に「**秋田県・市町村協働政策会議**」を設置し、**多様な分野で連携を推進**している。
- **両施設が抱えていた課題、人口減少下での公共施設の最適化、行政改革等の観点から、知事と市長が「県市連携による再編整備の検討」を表明した。**(平成25年4月)
- 「職員派遣に関する協定」を締結し、**市職員を県に派遣することにより課題認識の共有及び一体的な事業の推進**を図った(平成29年度派遣開始)。また、**派遣する前については、週1回程度の頻繁な打ち合わせ**を県・市で実施した。

### 関係自治体との調整

 関係団体等への聞き取り調査

- **有識者による整備構想検討委員会(平成25年度)、興行主へのインタビュー調査(平成25・28年度)や、県内25市町村の文化団体への聞き取り調査(平成27年度)**による検討を行った。
- ホールの機能改善により従前に実施できなかったイベントを誘致・実施できる施設を重視する秋田県と、市民の日常的な活動に利用できる施設を重視する秋田市で、**比重点は異なっていたが、県民会館と市文化会館の機能を確実に継承させることを念頭に置いてすり合わせ**を行った。
- 本体工事に係る部分は県が、駐車場用地の確保に係る部分は市が行うなど、主体となって実施する箇所を分担した。



図表3-10 ワークショップの開催概要(※1)

ワークショップの開催概要

年度	開催日	開催内容	開催時間
平成 30年度	5月28日(月)	オリエンテーション、事業に関する意見交換	18:30～20:30
	6月26日(火)	将来像に関する意見交換	
	7月31日(火)	利用規則に関する意見交換	
	8月31日(金)	自主事業、貸館事業、広報・PR事業に関する意見交換	
	10月30日(火)	運営主体、県民・市民参加に関する意見交換	
	11月13日(火)	全体振り返り・まとめ	

費用負担に係る合意形成

 交付税措置等による負担圧縮

- 社会資本整備総合交付金の「暮らし・にぎわい再生事業」や、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用し、**県・市の負担額を圧縮**した。
- 県・市の負担割合は折半案や、既存の会館の面積割合に基づき負担する案があった。また、ホールを県所有、練習室を市所有とする案もあったが、ホールの修繕が起きた際の費用負担方法が定まらないことや、対象によってサービス・対応が変わってしまうという運用面への影響を踏まえて採用されなかった。
- 最終的に、大ホール(高機能型ホール)は県民会館大ホール、中ホール(舞台芸術型ホール)は秋田市文化会館大ホールの**代替施設とみなし、他のスペースは県・市折半として費用負担割合を算定**した。その結果、**「県 57.5%:秋田市42.5%」**という割合で**建設費・設計等委託費を負担**することとなった。

施設の維持管理

 地方自治法に基づく協議会の設置  
 県・市共同で指定管理者の選定・委託

- 地方自治法に基づく協議会として(第252条の2の2)、「あきた芸術劇場運営管理協議会」を設置し、県と市が共同で一体的、統一的に施設の運営・維持管理を行っている。また、県・市職員と外部有識者等で構成する「あきた芸術劇場指定管理者の候補者選定委員会」において**指定管理者を選定**し、県・市が指定管理者に管理運営を委託している。
- **協議会の設置により、県・市の意見調整、効率的な管理執行**を図ることができている。
- **指定管理料についても、建設費等と同様に、「県 57.5%:秋田市42.5%」の割合で負担**している。

※1 「H30ワークショップ開催概要」(秋田県) (秋田県提供資料)より引用・加工

💡 大規模イベント等が開催可能に  
 💡 単独整備と比較して財政負担が軽減

### 取組の効果

- 著名アーティストの公演、オペラ、ミュージカルなどの大規模公演の誘致や、これまで県内でできなかった3,000人規模のコンベンションの開催が可能となった。
- 秋田市文化会館は中心市街地から少し離れていたが(図表3-11参照)、共同整備により中心市街地にホールを整備できた。立地を活かして秋田商工会議所や秋田市文化創造館と連携し、「あきた芸術劇場」周辺を回遊することを促すイベントを実施することで、中心市街地のにぎわい創出に寄与している。
- 県が大ホール規模、市が中ホール規模の施設を中心に単独で整備する場合には、それぞれの施設にロビーや共用スペースを整備する必要が生じることから、県、市の両施設を合わせた全体の面積は少なくとも4,000㎡程度は増えると推測され、建設に要する経費は30億円程度、その他の経費を含めると、県・市併せて40億円以上のかかり増しとなる。さらに、年間運営費は約9,000万円のかかり増しとなる。共同整備により、それらの費用が不要になると推計している。
- 施設の維持管理の効率化や、維持管理費用の圧縮が実現できている。また、将来的に発生する修繕費用についても圧縮できる見込みである。

図表3-11 秋田市文化会館・秋田県民会館・あきた芸術劇場の位置関係(※1)



縮尺： 1/20000

#### 担当課

秋田県 観光文化スポーツ部 文化振興課  
 Mail: bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp TEL: 018-860-1529

秋田市 観光文化スポーツ部 文化振興課  
 Mail: ro-edcl@city.akita.lg.jp TEL: 018-888-5607

※1 国土地理院「基盤地図情報」(<https://www.gsi.go.jp/kiban/>)より作成

### 3.2.4 取組事例 ④ <山形市・周辺市町の給食炊飯施設の集約>

関係自治体 山形市・連携市町

施設種類

給食炊飯施設

集約後施設名

山形広域炊飯施設



#### 財政措置等の連携事業によるメリットを活用した給食炊飯施設の共同整備

- 山形県村山地域では、給食炊飯施設の設備老朽化を原因とした異物混入が発生し設備更新等の対応が急務の状況であったが、少子化による炊飯事業者の経営難に伴い設備更新ができないという課題が生じていた。そこで、山形連携中枢都市圏の枠組みを活用し、8市町で山形広域炊飯施設を建設し、安心・安全で安価な給食の提供を実現した。
- 米の消費拡大、地産地消、学校給食への異物混入防止等の安全・安心対策、少子化による食数減など、各市町との共通課題の解決を図るため、山形連携中枢都市圏による連携事業と位置付けている。



#### 取組のポイント

- 少子化による食数の減少や各炊飯事業者の工場における設備の老朽化という、共通の課題を有していた連携中枢都市圏の構成市町で、炊飯施設の共同整備を行い、広域化により給食費の軽減を図ることができた。整備にあたっては、意向調査を行ったうえで、各市町を訪問し、現行と運用後の単価を比較して各市町の判断を仰いだ。
- 炊飯業務を行う事業者に、イベントへの米飯提供等の独自の収益事業を認める仕組みとし、その際の目的外使用料を事業者から徴収することで、構成市町の費用負担を軽減している。
- 連携事業としたことで、維持管理費用への特別交付税措置や、地域活性化事業債の活用が可能となり、事業費の圧縮を実現した。

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ

炊飯工場設備の老朽化、  
少子化による食数減

- 山形県内の、自校式炊飯等の自治体を除く22市町では、公益財団法人山形県学校給食会と給食供給の契約を締結し、民間の炊飯事業者に委託して給食を提供していた。
- 平成30年5月に村山地域内の小学校に届いた学校給食用の米飯から金属片が発見され、その後、周辺の市町においても金属片の混入が発生し、保護者から不安の声が挙がる状況となった。原因は、**各炊飯事業者の工場における設備の老朽化であり、早期の設備更新が必要な状況**であった。
- しかし、村山地域内の炊飯事業者は、学校給食への供給を主とする事業者が多く、少子化による食数減により売り上げが減少している中で、**新たな設備投資に踏み切ることが困難な状況にあった**。また、多くの炊飯工場においては、設備の老朽化のほか、後継者不足等の問題も抱えており、将来的に事業を継続していくことが困難との判断から、廃業する炊飯事業者が後を絶たず、**炊飯を行う事業者を確保していくことも難しい状況にあった**。
- さらに、村山地域内の学校給食へ米飯を提供している炊飯事業者5者が、異物混入対策の目視強化や廃業となった他社の分の提供を行うこととなり、労働時間が増加し、深夜帯での労働が生じるなど、従業員の労働環境の面でも課題が生じていた。

連携中枢都市圏の枠組みを活用  
設備の更新と事業者の確保という  
共通の課題認識

### 課題の共通理解

- 令和2年1月に山形県村山地域の6市6町「山形連携中枢都市圏」が形成され(令和3年1月に尾花沢市・大石田町が加わり、構成市町は7市7町に増加)、地元企業への支援、観光物産振興、公共交通網の整備、移住定住の促進などで連携が進められることとなった。
- 令和2年1月に、前述の学校給食に関する課題の解決のため、山形市に対し炊飯事業者等の関係団体から新たな炊飯工場の建設についての要望がなされた。要望を踏まえ、「**山形連携中枢都市圏**」の圏域内の各市町においても、**設備の更新と炊飯を行う事業者の確保は共通の課題**であることから、山形市が中心となり圏域内の各市町と共同で炊飯施設を建設する方向で検討することとなった。
- 現行施設の設備老朽化へ対応することや、児童生徒へ安全・安心な米飯を安定的に提供することに加え、炊飯施設の統合によるスケールメリットを創出すること、少子化対策のために持続可能な仕組みを構築できることが、共同で炊飯施設を建設することが必要な理由として挙げられた。

- 💡 各市町への意向調査
- 💡 教育委員会幹部が各市町を訪問

## 関係自治体との調整

- 連携して取組を進めるにあたって、自校式炊飯等の市町を除いた10市町の学校給食担当部署の職員が参加するWG(ワーキンググループ)を立ち上げ、協議を行った(取組は最終的に8市町で実施)。
- WGを立ち上げる際には、連携中枢都市圏内の各市町に共同建設に向けた意向調査を行ったうえで、山形市の教育委員会(教育部長・学校給食センター所長)が個別に各市町の教育委員会を訪問し、現状の説明と今後の協議への参加について要請を行った。
- 施設の規模や事業の仕組みが定まらず、建設や維持管理に係る費用が見込めない状況で、連携市町への条件提示に非常に苦慮したが、調査設計委託を発注し、早急な建設費の仮試算や、国・県等と財源に関する協議を進め、施設規模に関するシミュレーションを繰り返し、関係団体とも協議を重ねた。現行の米飯購入単価と、建設後の単価と1食当たりの負担金の額を比較するなどし、各市町の判断を仰いだ。
- また、各市町との協議と並行して、施設管理や米飯提供に係る新たな仕組みの構築のために、山形市と学校給食用米飯を提供していた県学校給食会・炊飯事業者で協議(勉強会)を実施した。
- 建設地を山形市学校給食センターの敷地内の土地とし、施設の早期建設に努めた。なお、山形市として土地の取得に係る費用負担は連携市町に求めないこととした。
- 圏域内での共通課題として各市町と共通認識を持てたこと、新たに取得することなく土地を確保できたこと等により、本事業は2年という短期間で実行できた(図表3-12)。

- 💡 議会への進捗報告
- 💡 町内会への説明、パンフレット作成による住民への周知

## 住民・議会からの理解促進

- 議会に対しては、随時の常任委員会等において進捗状況及びスケジュール等について報告した。
- 施設周辺に民家がなく、既存の学校給食センター敷地内への建設であったことから、住民説明会等は行わなかったが、建設工事開始にあたり、近隣の町内会役員へ説明と周知を行った。
- 施設に関するパンフレットを作成し、広域炊飯施設等で配布している(図表3-13)。

図表3-12 実行スケジュール(※1)

年・月	全体	連携事業	施設建設 (システム選定含)	仕組みの構築	
令和2年度	4月				
	5月		・仮調査		
	6月	・建設部署の設置 ・補正予算(設計調査委託料)	・協議参加意向確認	・炊飯システム選定委員会 ・基本実施設計・地質調査発注	
	7月			・炊飯システム選定委員会 ・基本実施設計・地質調査契約	・学校給食会・炊飯事業者と協議(7/20勉強会)
	8月		・第1回協議(8/7) ・第2回協議(8/27)		・学校給食会・炊飯事業者と協議(8/4勉強会)
	9月	・財源確保(国・県)	・第3回協議(9/11)		・学校給食会・炊飯事業者と協議(9/4勉強会)
	10月	・財源確保(国・県)	・第4回協議(10/8負担額等提示)	・炊飯システム選定(プロポーザル)	・学校給食会・炊飯事業者と協議(10/13勉強会)
	11月		・第5回協議(11/5) ・推進会議 協議(11/11書面)		・学校給食会・炊飯事業者と協議(11/27勉強会)
	12月		・第6回協議(12/16)		
	1月				・学校給食会・炊飯事業者と協議(1/4組合設立打合せ)
	2月		・検討会議 協議(2/4) ・推進会議 協議(2/15ビジョン改訂)		・学校給食会・炊飯事業者と協議(2/16打合せ)
	3月	・債務負担行為(建設費)	・第7回協議(3/9)	・工事発注	
	令和3年度	4月	・当初予算(建設費・維持管理費)	・第8回協議(4/5)	
5月				・事件決議 ・工事契約	・配送車両発注
6月			・第9回協議(6/14)		・学校給食会・協同組合と協議(6/25打合せ)
7月					
8月			・第10回協議(8/25)		・学校給食会・協同組合と協議(8/30打合せ)
9月					
10月			・第11回協議(10/11)		
11月		・備品発注 ・学校給食用米飯提供業務委託			
12月			・第12回協議(12/14) ・協定締結(12/28)		・学校給食会・協同組合と協議(12/10打合せ)
1月			・第13回協議(書面)		
2月			・第14回協議(書面)	・炊飯システム搬入・設置	
3月		・備品納品	・第15回協議(3/28連絡調整会議) (8市町内覧会)	・工事完了 ・完了検査 ・建物引渡し	・業務委託開始 ・炊飯シミュレーション ・配送車両納車
R4		4月	・オープニングセレモニー		・炊飯業務開始

図表3-13 パンフレットイメージ(※2)



※1 「行革甲子園2022 ～創・効・種で魅せる！地方公務員によるもう一つの甲子園～」(愛媛県)

(<https://www.pref.ehime.jp/page/52717.html>)より引用

※2 「山形広域炊飯施設パンフレット」(山形市提供資料)より引用

費用負担に係る合意形成



財政措置の活用  
による負担圧縮

- 米飯の提供に係る費用について、山形市はこれまでの売買契約から業務委託契約へ契約形態を変更した。一方、山形市以外の7市町については、これまでどおり売買契約(単価契約)によるものとし、**基本的な米飯の発注及び支払方法等についても従来の各市町のルールを踏襲するなど、各市町への新たな事務負担が発生しないよう配慮した。**
- 少子化の影響による食数減も踏まえ、炊飯施設を単なる給食用ではなく、**米の消費拡大や地産地消、地場産業の育成を担う施設と位置付け、炊飯業務を行う事業者には、公益的な業務以外の時間に独自の収益活動を行うことによる、自立・継続を促し、施設の目的外使用料を徴収することで、施設建設費の償還財源に充てる等、連携市町の負担軽減を図ることとした。**
- **国と県と協議し、地域活性化事業債の活用が可能となったことにより、地方債の元利償還金の30%が普通交付税措置、さらに連携事業としたことで費用の最大8割を特別交付税の算定基礎として計上することが可能となり、連携市町の費用負担軽減を図ることが可能となった。**
- 地方債元利償還金と施設の維持管理に係る費用については、各市町との協議の結果、共通した仕様のもと各市町(学校給食担当)において確認することができる、**「年間提供食数」に基づき按分**することとなった。
- 令和3年12月に、「山形広域炊飯施設の建設及び維持管理並びにこれらに係る費用負担に関する協定書」を連携する8市町で締結し、施設に係る連絡調整及び費用負担の方法等について定め、相互に連携及び協力していくことを確認した。

図表3-14 負担金算定式(※1)

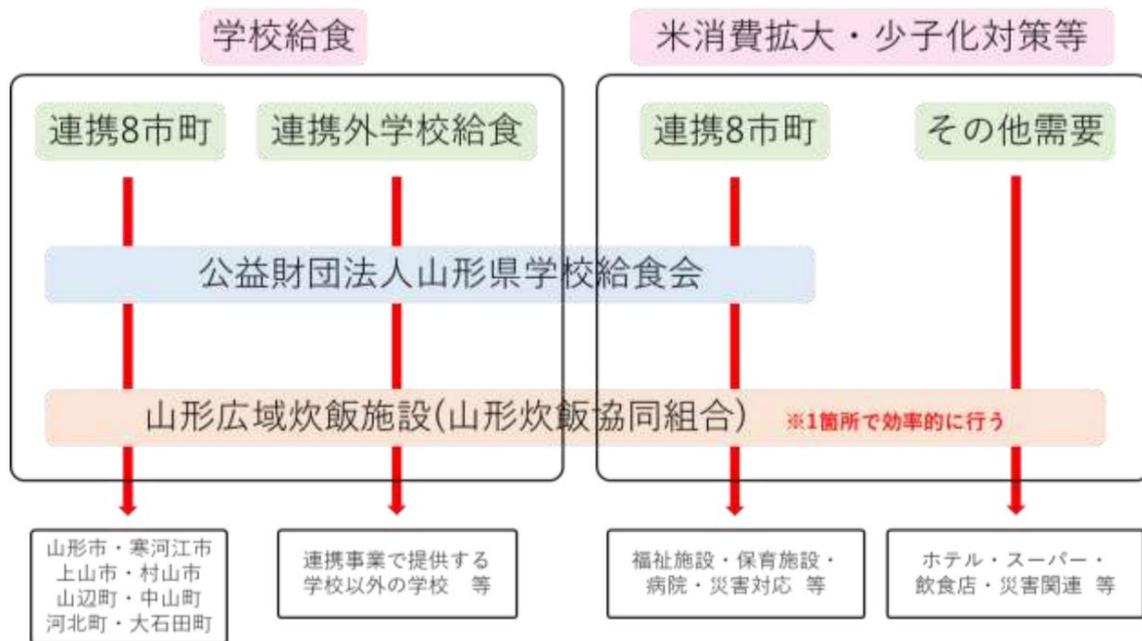
(負担金算定式)

$$\begin{aligned}
 & 1 \text{ 施設建設費に対する負担金} \\
 & \left[ \begin{array}{l} (1) \text{ 甲の当該年度の歳出} \\ \text{決算見込額のうち、} \\ \text{施設建設費の額} \end{array} - \begin{array}{l} (2) \text{ 施設使用収入の額} \\ \text{及び市債償還に係る} \\ \text{普通交付税相当額} \end{array} \right] \times \text{乙の費用} \\
 & \hspace{15em} \text{負担割合} \\
 \\
 & 2 \text{ 維持管理費に対する負担金} \\
 & \left[ \begin{array}{l} (3) \text{ 甲の当該年度の歳出} \\ \text{決算見込額のうち、} \\ \text{維持管理費の額} \end{array} - \begin{array}{l} (4) \text{ (2)の額が(1)の額を} \\ \text{超える場合のその} \\ \text{超える額} \end{array} \right] \times \text{乙の費用} \\
 & \hspace{15em} \text{負担割合}
 \end{aligned}$$

甲＝山形市、乙＝7市町(寒河江市・上山市・村山市・山辺町・中山町・河北町・大石田町)

※1 「行革甲子園2022 ～創・効・種で魅せる！地方公務員によるもう一つの甲子園～」(愛媛県)  
(<https://www.pref.ehime.jp/page/52717.html>)より引用

図表3-15 学校給食とその他の供給先に対する対応プロセス(※1)

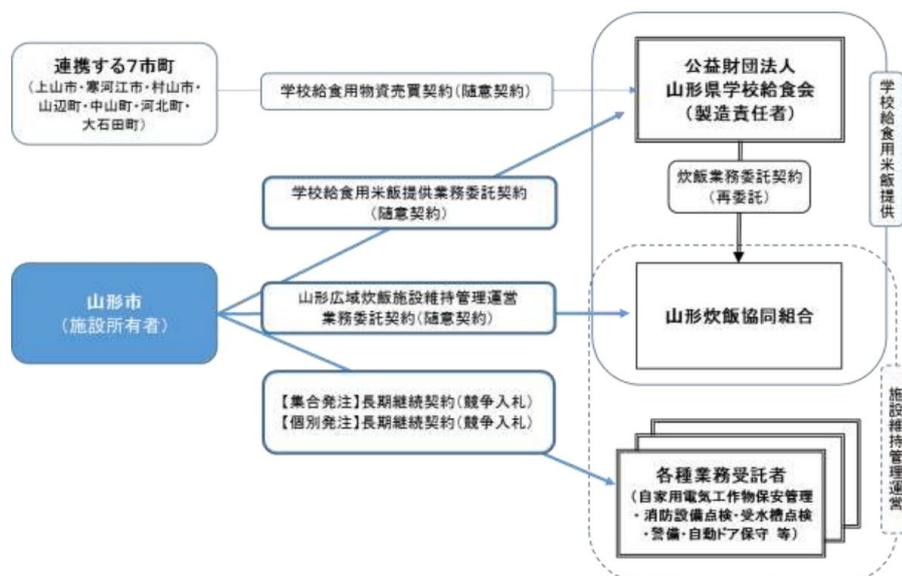


施設の維持管理

施設の維持管理と設備の  
使用者を同一事業者とし、  
責任の所在を明確化

- 米飯提供に係る仕組みとしては、公益財団法人山形県学校給食会が、圏域内炊飯事業者により、それぞれの工場での炊飯・配送を委託していたものを、炊飯事業者が共同設立した山形炊飯協同組合へ本施設での炊飯・配送を委託することとなり、施設の維持管理については、炊飯事業を受託する山形炊飯協同組合に随意契約で委託することにした。施設と炊飯設備の管理は密接不可分の関係にあり、衛生環境を守る上での責任の所在を明確化するためにも、施設の維持管理と設備の使用者は同一の事業者としている。
- 広域炊飯施設への集約により、配送先によっては従来より配送時間がかかる場所も生じたが、従来より保温性の高い食缶を採用することや、合理的な配送ルートの設定等を行うことで、配送コストの削減を図ることができた。

図表3-16 契約の仕組み(※1)



※1 「行革甲子園2022 ～創・効・種で魅せる！地方公務員によるもう一つの甲子園～」(愛媛県)

(<https://www.pref.ehime.jp/page/52717.html>)より引用

- 💡 安心・安全な給食を安価に提供
- 💡 給食費の負担軽減を実現
- 💡 少子化による需要減にも対応

取組の効果

- 8市町に共通していた課題(炊飯工場の老朽化・厳しい労働環境等)を同時に解決することができた。
- 最新の全自動炊飯システムを共同で導入し、安心・安全な給食を従来よりも安価に提供することができるようになった。
- 独自の収益活動を行える仕組みを整えたことで、少子化による需要減に備えるだけでなく、米の消費拡大・地産地消・地場産業の育成・持続を図ることができている。

図表3-17 全自動炊飯システムのイメージ(※1)

山形広域炊飯施設 《全自動炊飯システム》

Full automatic rice cooking system



全体図

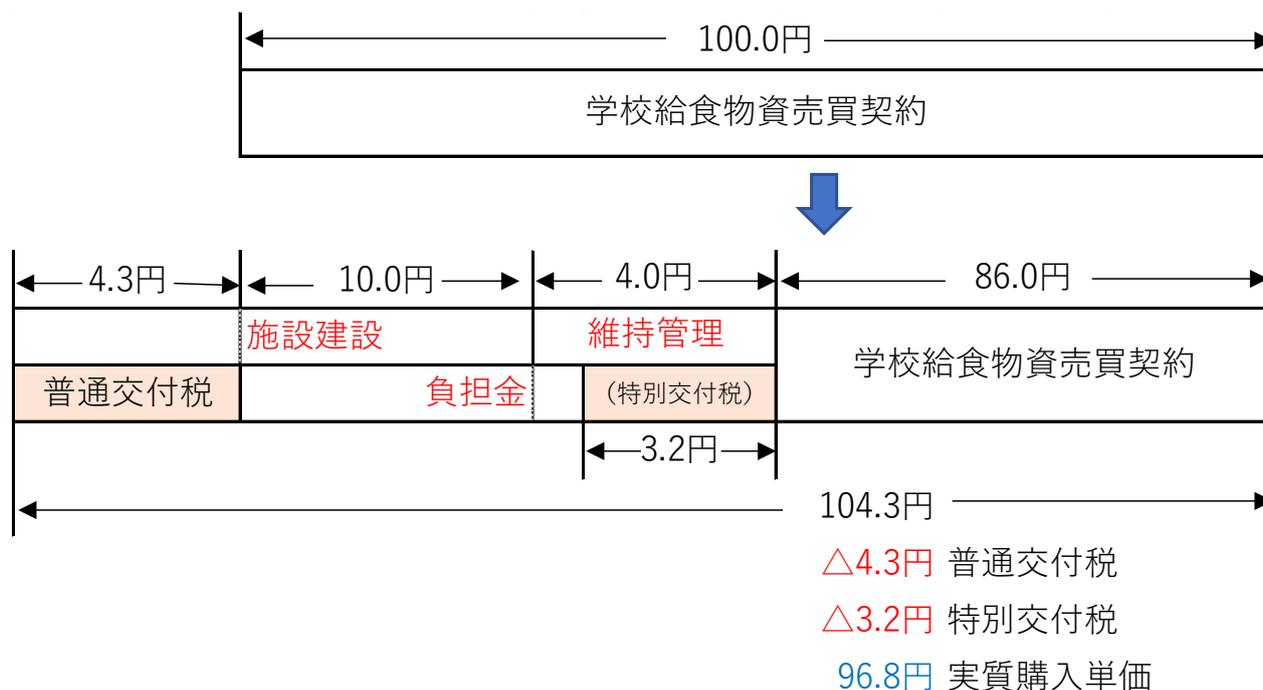


- ① 計量装置付納米庫
- ② 自動式電動水圧洗米機
- ③ 浸漬機
- ④ 連続炊飯機
- ⑤ 自動反転ほぐし機
- ⑥ 金属探知機
- ⑦ 自動計量システム
- ⑧ 炊飯釜洗浄機
- ⑨ 電動式消毒保管機
- ⑩ 容器洗浄機

※1 「山形広域炊飯施設《全自動炊飯システム》」(山形市)(山形市提供資料)より引用

- 財政面の効果として、8市町でそれぞれ建設した場合と比較して、**建設費は約10億円、米飯購入費は年間約1.1億円の削減**を図ることができた。また、連携事業により実施していることから、特別交付税措置により年間の維持管理に係る費用負担が8市町全体で**約1,000万円の減**となった。建設費についても、地域活性化事業債の活用により、地方債の**元利償還金の30%に普通交付税措置**を受けられることとなった。
- 炊飯事業者の独自事業実施による目的外使用料を徴収し、施設建設費の償還財源に充てることで8市町の負担減少を図ることができている。令和4年度の**目的外使用料は約1,200万円**であった。
- 以上の費用削減効果により、新しい施設を建設したにもかかわらず、従来よりも1食あたりの負担額を下げることができた。図3-18のとおり、従前の売買単価を1食100円とした場合、米飯と施設建設・維持管理費の総額は104.3円かかっているものの、普通交付税で4.3円、特別交付税で3.2円に相当する額が賄われることから、**実質購入単価は96.8円**となり、**従来よりも3.2%の減額**を実現できている。
- さらに、地方債の償還は、施設の大規模改修等により新たな起債が生じなければ、現在の借入分償還を21年で完了することができ、将来的には学校給食に係る費用のさらなる低減が実現可能である。
- このように米飯の実質購入単価が減額されたことで、給食費の負担軽減ができた。

図表3-18 1食100円とした場合の負担額の比較(※1)

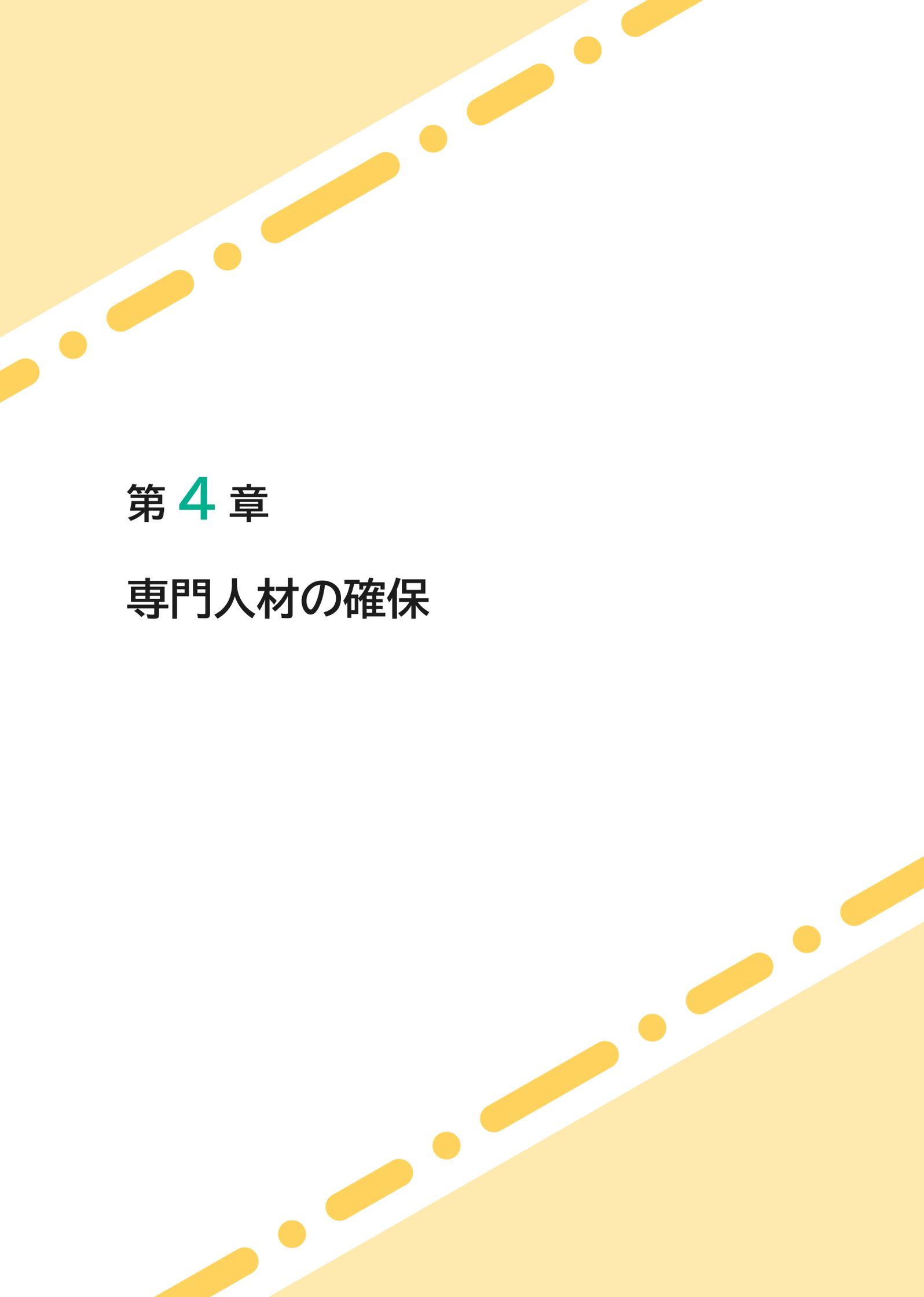


担当課

山形市 学校給食センター

Mail: kyushoku@city.yamagata-yamagata.lg.jp TEL: 023-644-4325

※1 「1食100円とした場合の負担額の比較」(山形市提供資料)より引用



## 第 4 章

# 専門人材の確保

## 4.1 専門人材の確保の取組について

本章では、専門人材(技術職員(土木・建築・電気等)、デジタル人材等)を確保・育成し、他自治体へ派遣する取組事例を紹介します。

また、専門人材の確保の取組を実施するにあたって想定される一般的な課題とそれらを解決するために効果的と考えられる取組を以下に記載しています。本章に掲載している取組事例とあわせて、取組を実施する際に参考にしてください。

## 想定課題

## 取組におけるポイント

## 課題の共通理解

- 連携自治体間の**首長会議等において意見交換**を行い、人材の確保状況やニーズ等について把握する。
- 派遣先候補の自治体へ**個別ヒアリングやアンケート等を実施し、具体的な要望を把握**するとともに、必要な人材像やその育成方法、役割分担等を議論する。

## 専門人材の確保

- 転職サイト等の**民間の募集サイト**も活用し、人材を募集する。
- 資格を有する採用者等に対し**手当を支給する**など、**スキルに応じた待遇**とすることで、採用の競争力を高める。
- 派遣先の自治体によって給与水準のばらつきが生じないように、一定の基準により給与を支給する。

## 派遣先とのマッチング

- 派遣先の自治体において、不足している役割や派遣職員に担当させたい業務、人材に求める経験等を確認する。派遣先の自治体の要望を把握しやすくするために、**求められる人材像や役割、業務の類型化を行う**。
- 派遣予定者に対しても、**派遣先に関する希望を幅広く聴取**する。
- **派遣前に、派遣職員が派遣先候補の自治体を訪問する機会を設ける**。

## 費用負担に係る合意形成

- 派遣職員の受け入れ費用に関する、派遣先の自治体の負担を低減するために、地方財政措置等の活用方法を検討する。

## 派遣後の人材支援

- 派遣先の自治体や派遣職員からの報告を踏まえて、派遣元の自治体が**研修等によるスキルアップや伴走支援**を行う。
- **派遣職員等が互いに、課題や情報を共有できる体制**を整備する(定期的な意見交換、オンラインチャットルーム等)。
- 中間・成果報告の場を設け、取組内容や課題、解決方法について、**派遣先の自治体だけではなく圏域(都道府県)全体での情報共有**を図る。

## 4.2 専門人材の確保に関する取組事例

専門人材の確保の取組について、4つの取組事例を紹介します。

取組の概要は以下のとおりです。取組におけるポイントの詳細は、後続の事例を参照ください。

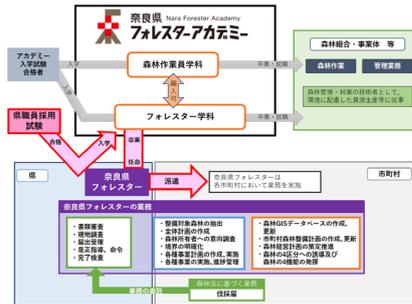
### 自治体名・取組

### 取組におけるポイント

#### 4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>

関係自治体 奈良県・県内市町村

県が森林環境管理の専門人材を育成し、アカデミー卒業後に県内市町村に長期派遣

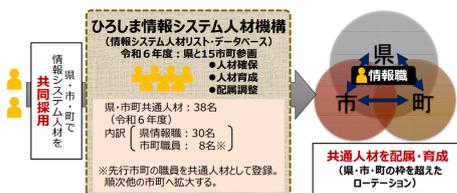


- 派遣前に、派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、地域・森林を見る機会を設ける
- 市町村の給与水準にばらつきがあるため、**県基準で給与を支給**
- **県職員が派遣先市町村を巡回訪問し、指導・フォロー**

#### 4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>

関係自治体 広島県・県内市町

県が採用した情報職や市町の既存職員を、県と市町の共通人材として登録し、県・市町の枠を超えて共通人材を育成

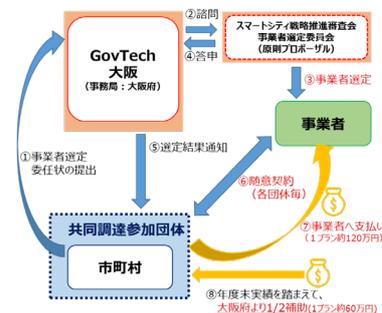


- **民間の募集サイトを活用して任期付職員を採用**
- 求められる人材のジョブタイプ(10種類)を**整理**し、必要な人材について県と市町で**共通理解を促進**
- 配属後も月2回、配属職員による**連携会議**を開催し、**県職員や共通人材間でノウハウを共有**

#### 4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>

関係自治体 大阪府・府内市町村

事業者との契約により専門人材を確保し、事務負担を軽減



- 市町村からの要望を踏まえ、府が**7つの支援プランにパッケージ化**し、当該仕様に対応できる**事業者を選定**
- 府職員も原則として事業者と市町村の**打ち合わせに同行**し、伴走支援を実施
- 中間報告、最終報告を通じて**成果や好事例を共有**

#### 4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>

関係自治体 広島市・連携市町

技術職員を広島市が確保し、連携市町に派遣



- 広島市が毎年度数人程度の技術職員を確保し、「**復旧・復興支援技術職員派遣制度**」を活用することで、派遣を受ける市町における人件費の負担を不要とする
- 広島市が連携市町に対して**希望事項等を調査**した上で、職員を派遣

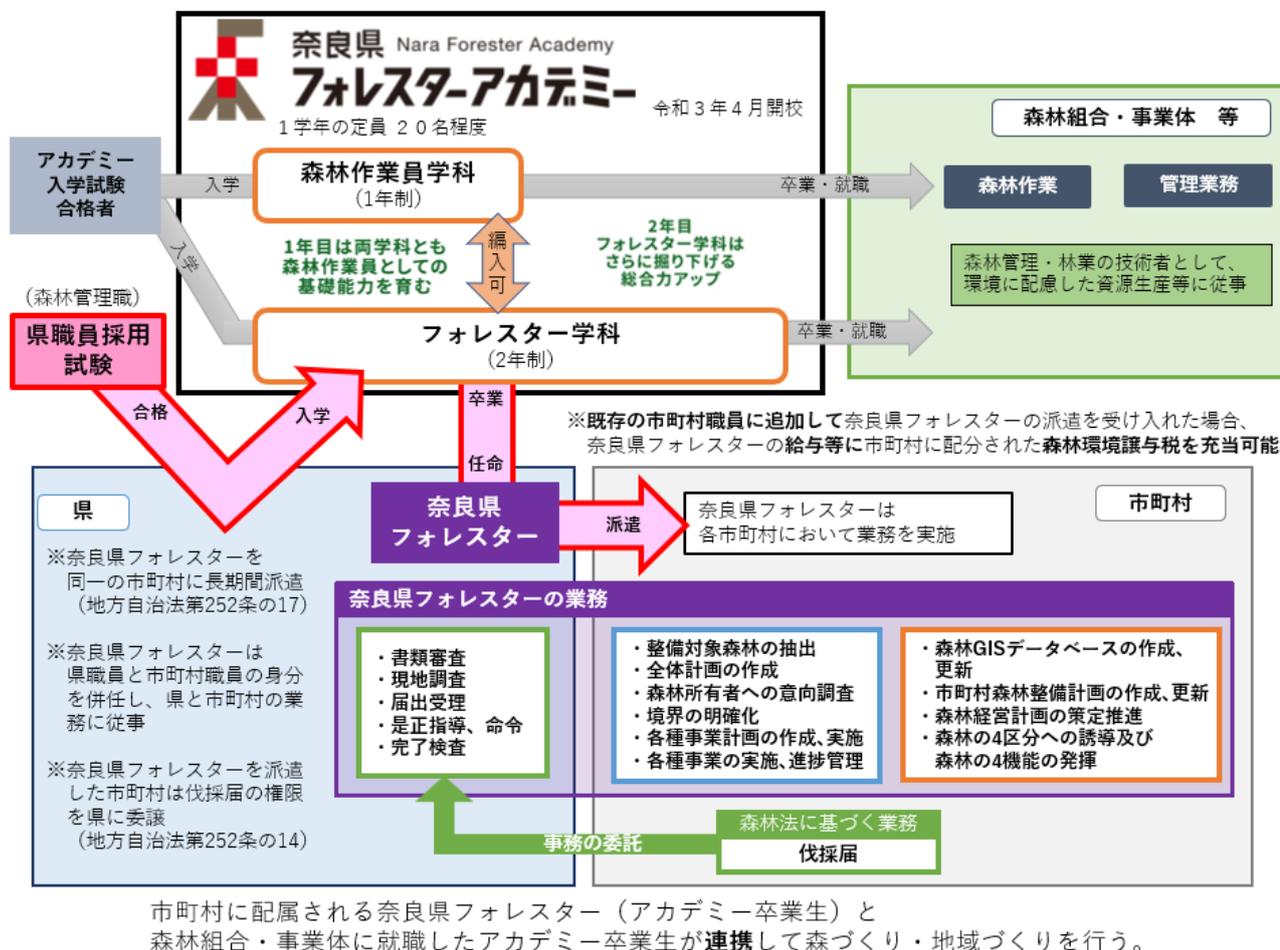
### 4.2.1 取組事例 ① <県が森林管理の専門人材を確保・育成し、市町村に派遣>

関係自治体

奈良県、奈良県内市町村

人材分野

森林環境管理



※1

#### 県職員として採用後に森林環境管理の専門家として育成し、要望する市町村へ長期で派遣

- 奈良県では、採用した県職員を奈良県フォレスターアカデミーで2年間専門知識・技術を習得させることで、森林環境管理の専門家を育成している。市町村の森林・林業行政における人材不足に対応するため、育成した専門家(奈良県フォレスター)を県内市町村へ長期派遣し、市町村の森林・林業行政の推進に貢献している。



#### 取組のポイント

- 派遣前に、派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、地域・森林を見る機会を設けている。
- 派遣先の市町村によって給与水準にばらつきがあるため、県の基準で給与・手当を支給し、公平性を担保している。
- 県に奈良県フォレスターの業務を支援する担当係を新設。担当職員(職種:林学職)が派遣先の市町村を訪問して、奈良県フォレスターの業務全般のサポートをしている。

※1 「新フォレスター制度図」(奈良県提供資料)より引用・加工

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ

- 平成23年の紀伊半島大水害により県内で約1,800箇所の土砂崩壊が発生するなど甚大な被害を受けたことをきっかけに、改めて森林環境管理の重要性を認識し、新たな森林環境管理制度の検討を開始した。
- 県とスイス・バルン州との友好提携を契機として、同州にあるリース林業教育センターと人材育成に関する覚書を締結した。リース林業教育センターから、スイスの森づくりを担うフォレスターの育成について学び、新制度の担い手としてフォレスターを取り入れることとした。

💡 災害の被害をきっかけに森林環境管理の重要性を認識

### 課題の共通理解

- 林業は100年以上のサイクルを持つ産業でかつ地域性があることから、**専門知識を持つ者が同一市町村において長期間携わることが重要**である。
- 森林環境管理の実務の多くは森林法が基となり「市町村」の役割となっていることや、一部の市町村から専門人材の必要性を直接確認していたことから、育成した専門家(奈良県フォレスター)の市町村への配置方法を検討した。

💡 市町村へ必要性を確認し配置方法を検討

### 専門人材の確保

- 奈良県フォレスターの採用試験への応募は、幅広い年齢(18歳~40歳)を受験可能としたこと、**森林・林業の専門知識を問わないこと**により、高い倍率となっている(採用試験倍率(申込者数÷合格者数):令和3年採用20.2倍、令和4年採用14.5倍、令和5年採用13.8倍、令和6年入学8.2倍)。20~30代の社会人からの応募が多く、採用者の半分は県外からの移住者(県内出身者を含む)である。
- 通常の県職員採用試験の広報に加え、**市町村広報や転職サイトへの掲載等による募集も行っている**。奈良県フォレスターに効果的な広報の方法を聞き取り、その媒体へ掲載するといった工夫をしている。また、**SNSを活用して**、奈良県フォレスターの業務内容のPRに努めている。
- 派遣前には、**派遣候補者全員が配属される可能性がある市町村を訪問する勉強会を行い、地域・森林を見る機会を設けている**。

💡 民間転職サイトなど様々な媒体を活用



知る

『奈良県フォレスターアカデミー』卒業生に聞く! アカデミーでの学びと働くリアル

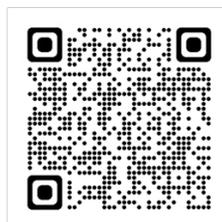
2023.11.24

【参考】奈良県フォレスターアカデミー ホームページはこちら  
<https://nfa.ac.jp/>

「奈良の木のこと」(奈良県が奈良の木の良さを発信するポータルサイト)内の記事にて、奈良県フォレスターへのインタビューを掲載し、周知している。

(<https://naranoki.pref.nara.jp/magazine/know/foresteracademy/>)

奈良県フォレスターの活動はこちら↓



Instagram



図表4-1 市町村広報資料(※1)

## 令和5年度奈良県職員採用Ⅱ種試験（森林管理職）について

奈良県では、スイスやドイツの森林管理官（フォレスター）を参考とした「奈良県フォレスター」（市町村において、長期間、同一の森林に関する行政事務を担う奈良県職員）となる職員（森林管理職）を採用するための試験を実施します。

- ①受験資格 昭和58年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人
- ②試験日程等 申込期間：令和5年8月14日（月）午前9時～8月30日（水）正午  
第一次試験：令和5年9月24日（日）  
第二次試験：令和5年10月24日（火）から10月30日（月）までのうち指定する1日
- ③試験種目 第一次試験：教養試験、作文試験、適性検査  
第二次試験：口述試験

### ④その他

この試験に合格し、採用された方は、県職員として奈良県フォレスターアカデミー（<https://nfa.ac.jp/>）に入学し、2年間のフォレスター学科における教育を経て、卒業後に「奈良県フォレスター」に任命される予定です。

試験に林学の専門知識を必要とする種目は無く、奈良県へU、J、Iターンを検討されている方、奈良県の森林に関心を持つ方など、広く受験者を募集しています。

採用試験の詳細な情報は、奈良県人事委員会事務局のHP（<https://www3.pref.nara.jp/narakensaiyou/shiken/2shushiken/>）からご確認ください。

広報曾爾 令和5年8月号 No622 | 24

### 費用負担に係る合意形成

💡 県の基準で給与を支給し、給与水準を一定に

- 派遣先の市町村によって給与水準にばらつきがあるため、奈良県フォレスターの給与・手当は、県の基準で支給し、公平性を担保している。
- 奈良県フォレスターの給与・手当は、市町村が負担しており、既存職員に追加して奈良県フォレスターの派遣を受け入れた場合、森林環境譲与税の充当が可能である。
- 募集にかかる費用は、県が負担している。市町村に派遣された後の活動に必要な物件費（測量器具、旅費等）は、森林環境譲与税を財源に、県が市町村に年間1人あたり200万円を上限に補助している。奈良県フォレスターアカデミー在学中（給与だけではなく授業料も含む）にかかる費用も、研修の一環という考えの下、全て県が負担（一般財源）している。

### 派遣後の人材支援

💡 県職員が訪問し、派遣後も継続的に支援

- 奈良県フォレスターは、派遣後は月次で奈良県に対して業務報告をしている。新たに派遣を要望する市町村への説明会において、業務報告の内容を活用している。
- 奈良県フォレスターは行政経験が無いことが多いため、県に奈良県フォレスターの業務を支援する担当係を新設した。担当職員（職種：林学職）が派遣先の市町村を訪問して、奈良県フォレスターの業務全般のサポートをしている。

※1 「奈良県曾爾村広報資料」(奈良県提供資料)より引用・加工

図表4-2 市町村への説明会資料(※1)



■奈良県フォレスターの業務紹介 (通常業務)

1. 伐採届の書類審査・現地確認
2. 美しい森林づくり基盤整備交付金・特定間伐促進計画に関する事務
3. 混交林誘導整備事業に関する現地調査・設計  
・森林地番図作成メニューの活用
4. 森林GISの整備・活用  
・施業履歴・規制エリア等のデータをGISに整備  
・各種事業の基礎データとして活用
5. 森林経営管理制度にかかる意向調査、森林地番図作成  
・混交林誘導整備事業で作成した森林地番図の活用も可能
6. 森林経営計画の新規作成・変更時の認定事務
7. 市町村森林整備計画の樹立・変更
8. その他の既存事業(国、県、市町村事業)に関する事務
9. 既存のイベント、大学等との連携への対応
10. 県から(国から県通じて)の照会・調査等への回答

○参考 令和5年度の業務割合(7名のフォレスター平均値)

案件	割合
伐採届	9.4%
意向調査	0.4%
境界の明確化	1.4%
各種事業計画の作成	6.4%
各種事業の実施・進捗管理	24.9%
森林GIS・台帳関係	5.6%
市町村森林整備計画関係	2.1%
森林経営計画関係	1.0%
川中・川下関係	4.6%
調査研究・研修	14.5%
その他	29.7%
合計	100.0%

取組の効果

- 奈良県フォレスターが、奈良県フォレスターアカデミーでの研修中に一般の学生と一緒に学ぶことで、**県内の林業会社等に就職した一般の卒業生と共にアカデミーで学んだ経験や人間関係を活かし、連携した森づくり・地域づくりが可能。**
- 奈良県フォレスターが1つの市町村に長期間在籍することから、当該市町村の状況を熟知でき、県としても市町村の実情を把握できている。
- 令和5年度は、奈良県五條市、吉野町、黒滝村、野迫川村、十津川村、川上村、東吉野村の7市町村に、令和6年度は、御所市、山添村の2市村に、奈良県フォレスターを1名ずつ派遣している。
- 派遣された市町村における奈良県フォレスター(令和5～令和6年度で計9名)の評判は良く、**当初の想定以上に関係者等と円滑にコミュニケーションを取ることができた。**派遣開始から1年ほどのため、更なる取組の成果は、今後長期的に現れると考えられる。

担当課

奈良県 環境森林部 森林環境課

Mail: rinsei@office.pref.nara.lg.jp TEL: 0742-27-8115

※1 「奈良県フォレスターの業務紹介資料」(奈良県提供資料)より引用・加工

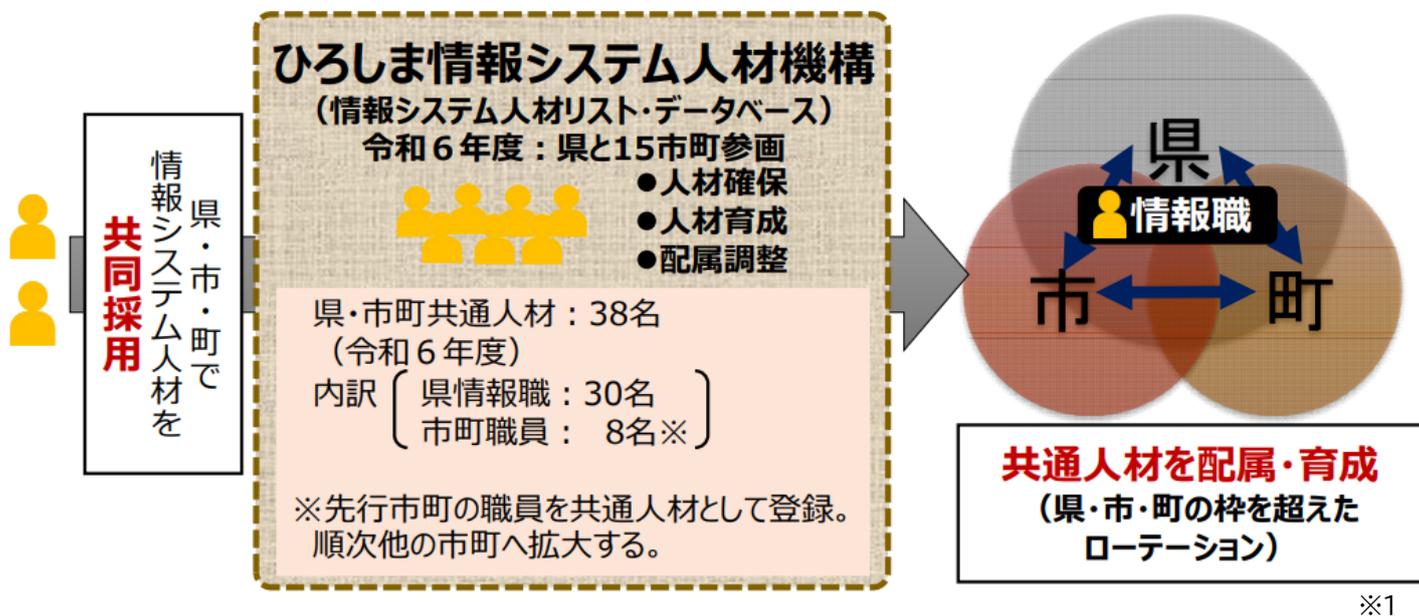
## 4.2.2 取組事例 ② <県と市町の職員を共通人材として配属・育成>

関係自治体

広島県、広島県内市町

人材分野

デジタル



県と市町の職員を県・市町共通人材として登録し、デジタル人材が不足する市町へ配属

- 市町単独でデジタル人材の確保が難しいという課題を解決するために、県が採用した情報職や市町の既存職員を、県と市町の共通人材として人材リスト・データベースに登録している。**共通人材は、人材が不足する市町に配属するとともに、オンライン研修等の専門教育や県・市・町の枠を超えた配属・ローテーションにより育成している。**



### 取組のポイント

- 民間の募集サイトを活用して経験豊富な任期付職員を採用している。
- 共通人材は育成プランに則り、**県・市・町の枠を超えたジョブローテーション**のほか、国・民間等への派遣やオンライン研修等によりスキルアップを図っている。共通人材として登録された市町の既存職員の研修費用も、県が負担している。
- 自治体が求めるデジタル専門人材像を「情報システム人材」として定義し、**期待される役割に応じて、10種類のジョブタイプを設定している**。また、**ジョブタイプごとに必要なスキルを定義し、人材一人ひとりのスキルレベルを可視化**することで、人材の育成や確保に活用している。
- 月2回、配属職員による連携会議を開催し、配属職員間の知見の共有を図っている。

### 取組の流れ

#### 取組のきっかけ

- 自治体DX推進計画を進めるにあたり、一部市町から、情報分野の専門知識を持つ「**情報システム人材**」を**単独で確保することが困難**という声が寄せられた。

※1 「DXShip(デジシップ)ひろしま」の令和5年度取組報告について(広島県)  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/574798.pdf>)より引用・加工

## 課題の共通理解

- 全市町にヒアリング
- 既存の市町職員もリストに登録

- 「情報システム人材」の確保・育成に関する課題を踏まえて設置された、「県・市町情報人材研究会」において県が全23市町に対して個別ヒアリング等を実施し、小規模自治体では「人材のキャリアアップや育成が困難、まず人材が採用できない」等の課題があることを把握した。
- 県職員による複数回の市町訪問や会議の開催により、必要な人材像やその育成方法、県と市町の役割分担等を議論した。議論を踏まえ、県が採用した情報職を、県と市町の共通人材として人材リスト・データベースに登録し、人材が不足する市町に対して配属するとともに、育成を行う取組を開始した。加えて、希望する市町の既存職員も人材リスト・データベースに共通人材として登録し、同様に育成を受けられるようにした。

## 専門人材の確保

- 経験豊富な任期付職員も採用
- テレワークなど柔軟な勤務形態

- 県の情報職(常勤職員)は、令和3年度の採用開始から間もないことや、市町で活躍できるようになるまでの育成に一定の時間を要するため、即戦力として経験豊富な任期付職員も採用している。
- 情報職の採用試験は県のホームページから募集を行っているが、大卒人材の採用に向けては、県内の大学・首都圏主要大学にも案内している。任期付職員採用は民間の募集サイトを活用し、募集している。今後は情報職採用試験も、募集を増やすために民間の募集サイトも活用することを検討している。
- 全国的にデジタル人材の獲得競争が激化していることから、民間企業に対する採用の競争力を高めることを目的として、高度な専門的知識(応用情報技術者試験等の合格者)を有する採用者に対し、採用から10年間、月額5万円の初任給調整手当を支給している(情報職だけではなく、任期付職員にも支給)。
- 市町におけるテレワークなど柔軟な勤務形態の提供や、民間の報酬の状況を踏まえた柔軟な給与設定など、魅力的な就労環境の整備に取り組んでいる。

## 配属先とのマッチング

- ジョブタイプを設定し共通理解を促進

- 共通人材は育成プランに則り、国・民間等への派遣やオンライン研修、県への配属等によりスキルアップを図っている。共通人材として登録された、市町の既存職員の研修費用も、県が負担している。市町の既存職員も人材リスト・データベースに登録した場合、県や他市町に配属される可能性はあるが、市町の体制に穴が開くことを避けるために、県職員と他の共通人材との相互配属を実施している。
- 共通人材は、「地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣(自治法派遣)」に基づき配属される。年度ごとに、県と市町で配属調整を行い、基本的に1人の人材を3~5年間同じ市町に配属している。配属する人材の要件は、ヒアリングによる詳細な確認の上、入念な認識合わせを実施している。
- 共通人材の配属は、配属先市町において取組の計画や内容が整理され、一定の組織体制の整備を検討したうえで、不足している役割や担当させたい業務が明確化されていることを前提としている。各市町の状況を踏まえて、共通人材の能力とのマッチングをしている。

図表4-3 10種類のジョブタイプ(※1)

● ジョブタイプごとに備えるべきスキルレベルを定義し、達成度を評価

ジョブタイプ	特徴
①ビジネスデザイナー	DXやデジタルビジネスの企画・立案・推進等を担う
②システムアーキテクト	DX・ビジネスに関するシステムの設計～実装を担う
③データサイエンティスト	事業・業務に精通したデータ解析・分析ができる
④プロジェクトマネージャー	DXやデジタルビジネスの実現を主導する
⑤UI/UXデザイナー	情報システムのユーザー向けデザインを担う
⑥アプリケーションエンジニア	情報システムの開発・実装等を担う
⑦インフラエンジニア	情報インフラの構築・保守等を担う
⑧セキュリティスペシャリスト	情報セキュリティに配慮した設計・構築等を担う
⑨サービスマネージャー	システムの導入・運用・保守を担う
⑩先端技術エンジニア	AI, ブロックチェーンなどの先進的な技術を担う

図表4-4 デジタルスキルシート(※1)

■ II 情報職 テクニカルスキル(業務遂行能力)																						
1. ジョブタイプ																						
目標 No.	ジョブタイプ	①戦略・企画			②システム全般		③データ	④PM	⑤デザイン		⑥アプリ		⑦インフラ			⑧セキュリティ		⑨運用		⑩先端		
		ITストラテジー	サービスデザイン	マーケティング	システムアーキテクチャ	クラウドサービス活用	データアナリティクス	プロジェクトマネジメント	UXデザイン	UIデザイン	業務系アプリ設計・開発	Webアプリ設計・開発	ネットワーク設計・構築	サーバ基盤設計・構築	データベース設計・構築	サイバーセキュリティ	システム監査	運用設計	システム管理	ユーザーサポート	AIエンジニアリング	
目標	自己スキルレベル(入力項目)	0	0	0	1	1	2	2	1	0	0	0	0	2	1	1	2	1	1	1	1	1
	① ビジネスデザイナー				△	△	○	○	△				いづれか1つ○									
	② システムアーキテクト				△	△			△					○	△	△	○	△	△	△		
○	③ データサイエンティスト						○	○	△				いづれか1つ△	いづれか1つ△	○	△	△					△
	④ プロジェクトマネージャー				△	△			△								○	△	△			
	⑤ UI/UXデザイナー								△													
	⑥ アプリケーションエンジニア				△	△			△				いづれか1つ◎				○		△			
	⑦ インフラエンジニア				△	△			△					いづれか1つ◎	○	△	△	○		△		
	⑧ セキュリティエンジニア				△	△			△					○	△	△	○	△	△			
	⑨ サーマネージャー								△								○	△	△	△	△	
○	⑩ 先端技術エンジニア								△													△

※1 「DXShip(デジシップ)ひろしま」の令和5年度取組報告について(広島県)  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/574798.pdf>より引用・加工

- 市町が主体的かつ継続してDX施策に取り組むにあたっては、**市町の規模にかかわらず、情報部門の体制を整備し、4種類のジョブタイプ(①ビジネスデザイナー②プロジェクトマネージャー③サービスデザイナー④エンジニア)の人材を揃えて運営することを基本的な考え方として、県と市町で共通理解を図っている**(4種類のジョブタイプ(①ビジネスデザイナー②プロジェクトマネージャー③サービスデザイナー④エンジニア)は、総務省が示す「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」の4種類の人材像を参考に整理しており、10種類のジョブタイプと対応している)。市町ごとに求められているジョブタイプは異なるため、要望に合う人材を採用するためにも活用している。
- ジョブタイプは、「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」や、他自治体事例等を参考に作成した。ジョブタイプごとに求められるスキルレベルを定義し、人材ごとのレベルを可視化するデジタルスキルシートも作成しており、入庁後に面談しながら作成し、人材の育成や戦略的な確保に活用している。

## 費用負担に係る合意形成

💡 地方財政措置の活用

- 人材確保に要する経費や、市町職員を含めた**共通人材の研修費用は県が負担している**。**市町配属職員の人件費は配属先市町が負担しているが、地方財政措置(市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税)を活用している**。共通人材の育成にかかる経費等にも**同地方財政措置**を活用している。

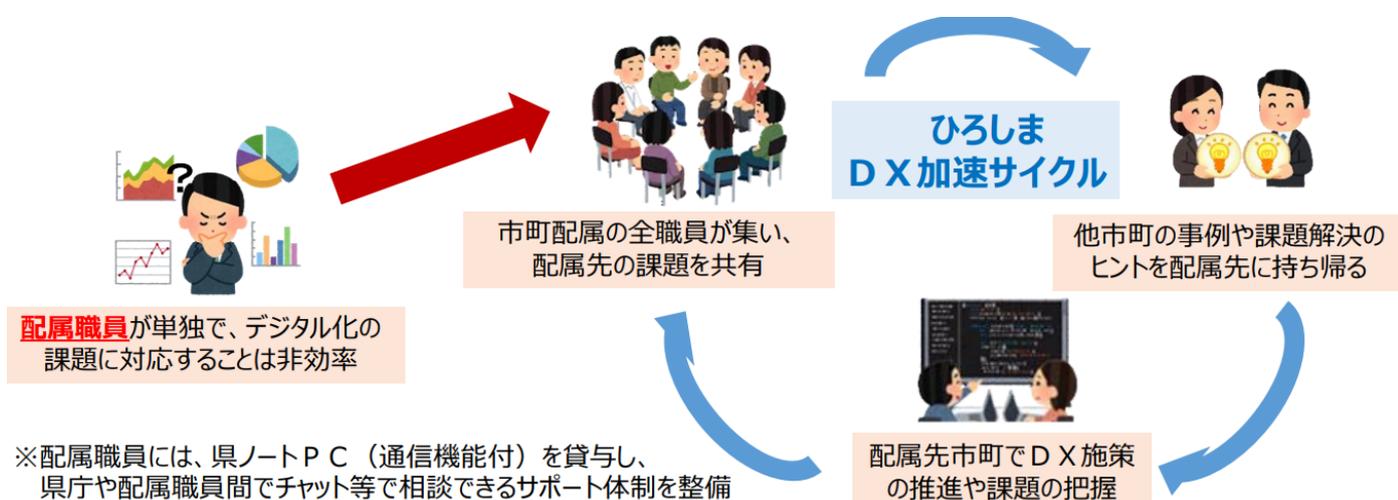
## 配属後の人材支援

💡 配属職員によるチャット

💡 職員間の知見の共有

- 月2回、配属職員による連携会議を実施し、情報共有を行っている。**課題や知見を職員間で共有することで、各市町の取組に活かしている**。
- 配属職員には通信機能付きPCを貸与し、**常時チャット等で相談できるよう、県職員や共通人材間でのオンラインコミュニティを形成しており、サポート体制を整備している**。

図表4-5 配属職員間の情報共有イメージ(※1)



※1 「DXShip(デジシップ)ひろしま」の令和5年度取組報告について(広島県)  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/574798.pdf>より引用・加工

## 取組の効果

- 令和5年度は、7市町(三原市、大竹市、廿日市市、江田島市、海田町、安芸太田町、大崎上島町)、令和6年度は新たに8市町(呉市、竹原市、府中市、庄原市、府中町、熊野町、坂町、北広島町)と、計15市町に人材を配属している。人材リスト・データベースには、県情報職:30名、市町職員:8名が登録している。登録している市町職員の他団体への配属が実現した例は、2事例(三原市、廿日市市)である。
- 江田島市は、試行開始した**本取組を活用してデジタル人材を確保し、デジタル部門の体制を整えた**。これにより、職員へのDXに関する研修やその後のデジタル部門によるフォローなど事業課の伴走支援が可能となったことから、情報部門以外の職員からもデジタル活用の提案が積極的に寄せられる等、庁内全体の意識改革につながった。
- その他にも、見積書の精査などが可能になり、適切な調達プロセスやITコスト削減につながっている。

図表4-6 江田島市における効果(※1)



①市職員に対してDXに関する研修会を開催  
(マインドセット)



②市職員自らが業務のデジタル化を模索。情報部門が事業課の取組を支援



③市DX計画策定にあたり、アイデア募集したところ、市職員から**162件**※のデジタル活用の提案が寄せられる  
(DX計画に反映)

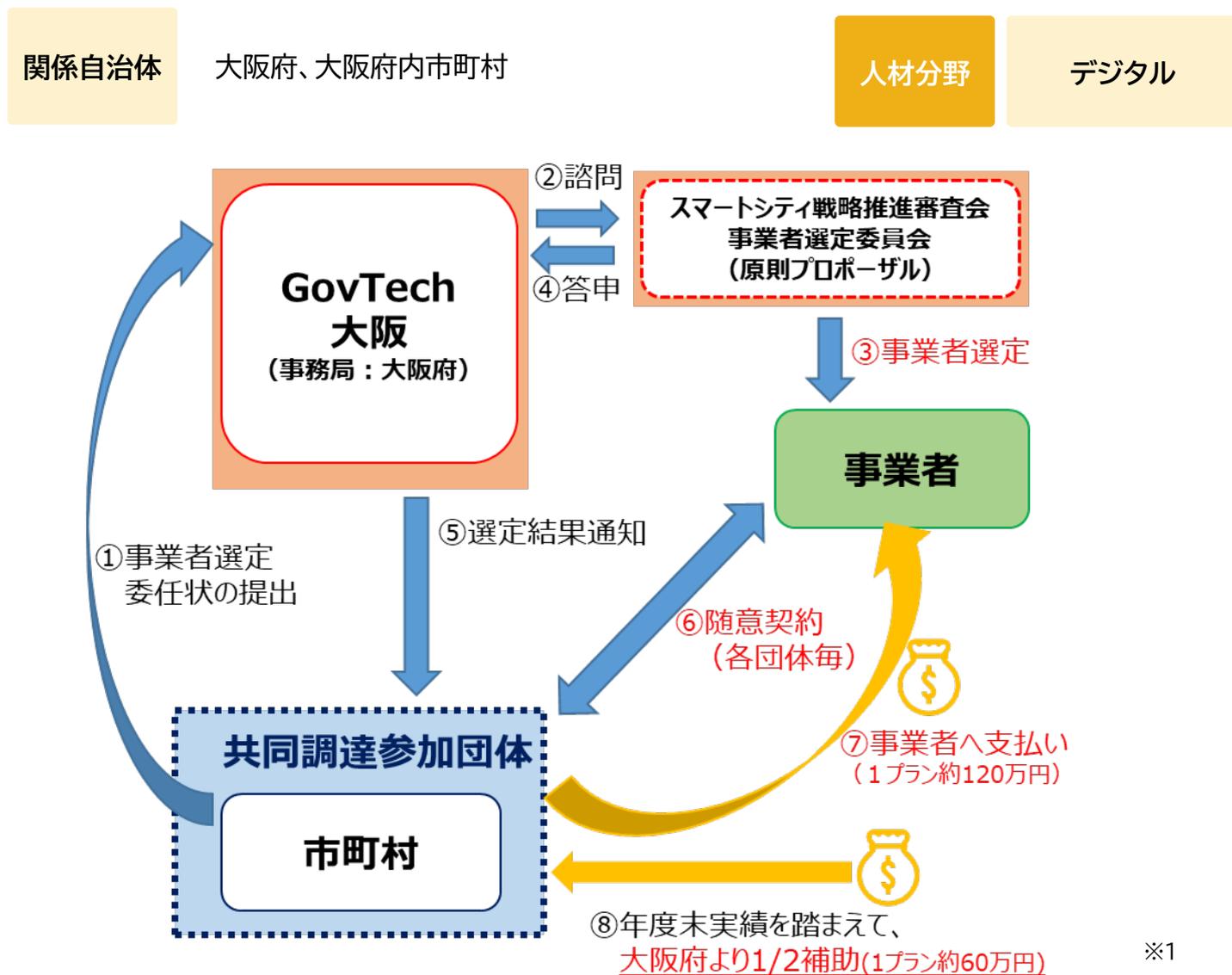
### 担当課

広島県 総務局 デジタル基盤整備課

Mail: soudgkiban@pref.hiroshima.lg.jp TEL: 082-513-2442

※1 「DXShip(デジシップ)ひろしま」の令和5年度取組報告について(広島県)  
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/574798.pdf>)より引用・加工

### 4.2.3 取組事例 ③ <事業者を活用した市町村へのデジタル人材派遣>



専門人材を事業者との契約により確保。府が事業者の選定と進捗管理を行うことで負担を低減

- 市町村からの要望を落とし込んだ7つの支援プランに対応できる事業者を大阪府が選定し、市町村と事業者間で契約を締結することで、市町村にデジタル人材を派遣する。市町村の要望を7つのプランにパッケージ化することで、費用の低減を図るとともに、市町村と事業者間の調整を円滑にしている。また、事業者の選定と進捗管理を府が行うことで、市町村の負担を低減している。

#### 取組のポイント

- 専門人材(事業者)の支援内容を7つのプランに仕様化し、一定程度パッケージ化することで、費用を低減させることができた。
- 市町村がプランを選択するにあたっては、府が市町村へヒアリングを行って、市町村が求める内容と合致しているかを確認している。
- 府が事業者の進捗管理をしており、報告を踏まえて府が市町村の伴走支援をしている。月に1回の定例会議に府と事業者が参加し(市町村は参加しない)、進捗に遅れが無いかや支援内容と市町村の要望にずれが無いか等を確認し、課題に応じて府が支援している。

※1 「自治体DX推進参考事例集」(総務省)([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000944065.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000944065.pdf))より引用・加工

## 取組の流れ

### 取組のきっかけ

💡 市町村へのアンケート実施

- 大阪府のスマートシティ戦略の目標である「住民QoL向上の実現」のためには、住民に近い市町村を支援し、連携していくことが必要不可欠である。市町村へ実施したアンケートにおいて、市町村がDXを推進するための課題として人材不足・スキルの不足が多く回答されたことや、広域で取り組みたい事項としてデジタル人材育成・確保が挙げられたことから、市町村の取組を後押しするため府として一層の支援を実施することを決めた。

### 課題の共通理解

💡 支援メニューのパッケージ化

- 市町村からの詳細な要望は様々であったが、支援内容の調整時間の短縮や好事例の横展開、費用低減を目的として、事業者(IT企業等)に求める支援の内容を、7つのプラン(①公務員基礎能力向上・サービスデザイン思考、②自治体システム標準化対応、③行政手続きのオンライン化、④セキュリティポリシー改定等、⑤DX推進計画実行等、⑥BPR、⑦システム関連費用精査・システム更改助言)に仕様化し、一定程度パッケージ化する方針で合意した。アンケートで確認した市町村からの要望を、7つのプランに落とし込んでいる。

### 専門人材の確保

💡 府による事業者の決定

- 仕様書では、人材ではなく、サービス内容(7つの支援プラン)に関する要件を記載した。
- 外部委員及び参加団体の職員で構成する、「情報システム及び情報ネットワーク等共同化事業者選定委員会」による審査を行い、事業者を決定した。
- 事業者の選定時点で既に本取組に参加することが決定していた13市町村を支援できることを仕様の前提とし、支援先が増える場合を見据えて再委託することも可能とした。

### 派遣先とのマッチング

💡 要望とプランの内容が合致しているか府が確認

- 市町村が単年度ごとに、府が選定した事業者(7つのプラン全てに対応可能な事業者)と契約し、要望したプランに基づいた支援を受けている。事業者が市町村を支援する頻度は、月1回程度の最低2時間を1回とし、全12回/年度(オンライン、訪問(最低4回))である。
- 初めてのプランの契約を希望する市町村に対しては、前年度に支援内容に関する要望を府がヒアリングし、プランの内容と合致しているかを事前に確認している。
- 専門人材の業務内容は、プランごとに大枠は決まっているが、事業者との契約協議や初回の打ち合わせの中で具体的な点を調整している。契約協議内で、事業者と市町村間の方針にずれが生じた場合は、打ち合わせに同席している府の職員が支援している。初回だけではなく、月次で行う会議においても、ずれが無いことを確認している。

図表4-7 7つの支援プランと審査基準(※1)

支援プラン名	審査基準
公務員基礎能力向上・サービスデザイン思考支援プラン	公務員に必要な基礎能力を具体的に定義し、自治体 DX 全体手順書におけるサービスデザイン思考等を十分に理解した、効果的な支援内容となっているか。全庁職員向けや個別職員向け等、参加団体のニーズに応じた支援が可能か。
自治体システム標準化対応支援プラン	地方公共団体情報システム標準化基本方針や自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書等を十分に理解するとともに、国や地方公共団体の動向等の情報収集を行い、参加団体の移行計画等にそった効果的な支援内容となっているか。庁内関係部署や現行ベンダー等との調整対応が可能か。
行政手続きのオンライン化支援プラン	自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書等を十分に理解するとともに、地方公共団体のオンライン化状況や好事例等の情報収集を行い、参加団体のニーズにそった効果的な支援となっているか。
セキュリティポリシー改定等支援プラン	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を十分に理解し、効果的な改定及び実行支援となっているか。成果物として、標準実施手順書等の作成が可能か。個人情報の保有安全管理措置の策定に係る方針等を十分に理解し、効果的な策定及び実行支援となっているか。自己点検について効果的な支援となっているか。
DX推進計画実行等支援プラン	地方公共団体等の参考情報を収集し、計画案等に対して効果的な助言や実行支援が可能か。参加団体のニーズに応じて、庁内関係部署等への説明対応が可能か。
BPR支援プラン	先端技術の最新情報や地方公共団体の好事例収集を行い、効果的かつ費用対効果の高い解決策が提示できるような工夫が具体的に提案されているか。
システム関連費用精査・システム更改助言支援プラン	地方公共団体等におけるシステム関連費用精査業務に知見があり、過去の実例をもって効率的に年30件程度のシステム費用精査対応が可能か。

費用負担に係る合意形成

☀ 府が費用の一部を負担

- 市町村は、1プランあたり約120万円/年を負担しており、そのうち、1/2を府が補助している。また、事業者の選定にかかる費用は、府で負担している。市町村と府の負担分のそれぞれにおいて、地方財政措置(市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税)を活用している。

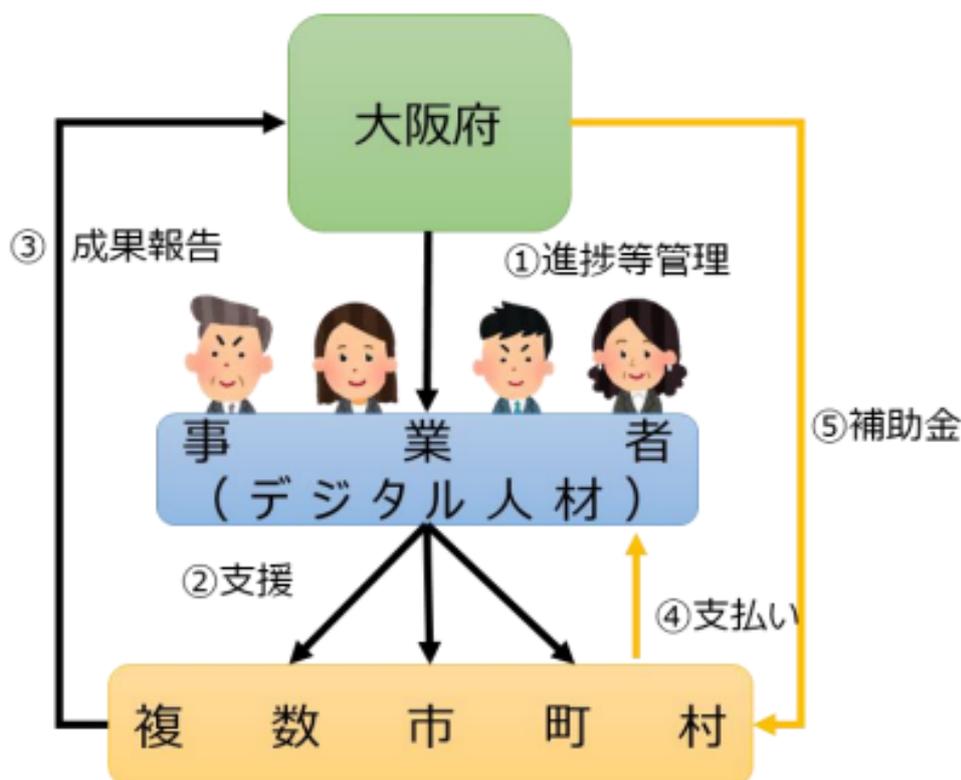
※1 「大阪版デジタル人材シェアリング業務委託に係る企画提案公募要領」(大阪府)  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/12950/kouboyouryo.pdf>を基に作成

💡 月1回の定例会議に府と事業者が参加

派遣後の人材支援

- 府が事業者の進捗管理を行い、事業者や市町村からの報告を踏まえて、府が市町村の伴走支援をしている。月に1回の定例会議に府と事業者が参加し、進捗に遅れが無いことや、支援内容と市町村の要望にずれが無いかなどを確認し、課題に応じて府が支援している。
- 定例会議とは別に、中間・成果報告の場を設け、市町村間での情報共有を図っている。府、派遣を受けている市町村、事業者の3者が主な参加者であるが、成果報告については支援を受けていない市町村も傍聴者として参加が可能である。中間報告では各市町村からの成果発表を、最終報告では事業者からの成果報告を実施している。

図表4-8 大阪府と市町村、事業者の関係(※1)



取組の効果

- 令和5年度は13市町村、令和6年度は14市町村が活用している(令和5、6年度で府内43市町村中延べ20市町村が活用)。
- 財政面が厳しく単独で専門人材を採用することが難しい自治体も、DXや自治体情報システムの標準化・共通化への対応ができるようになった。
- 中間・成果報告において、支援を受けていない市町村も含めた府全体に横展開することで、DX推進に関する府全体の底上げにつながっている。また、DX計画やセキュリティポリシーについては、改定できていない市町村も多かったが、知見の共有や庁内調整において事業者が活躍している。

担当課

大阪府 スマートシティ戦略部 戦略推進室 地域戦略推進課 市町村DXグループ  
 Mail: digital-shichoson@gbox.pref.osaka.lg.jp TEL:06-6210-9097

※1 「大阪府 スマートシティの取組状況」(大阪府)  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/63022/siryous3.pdf>より引用・加工

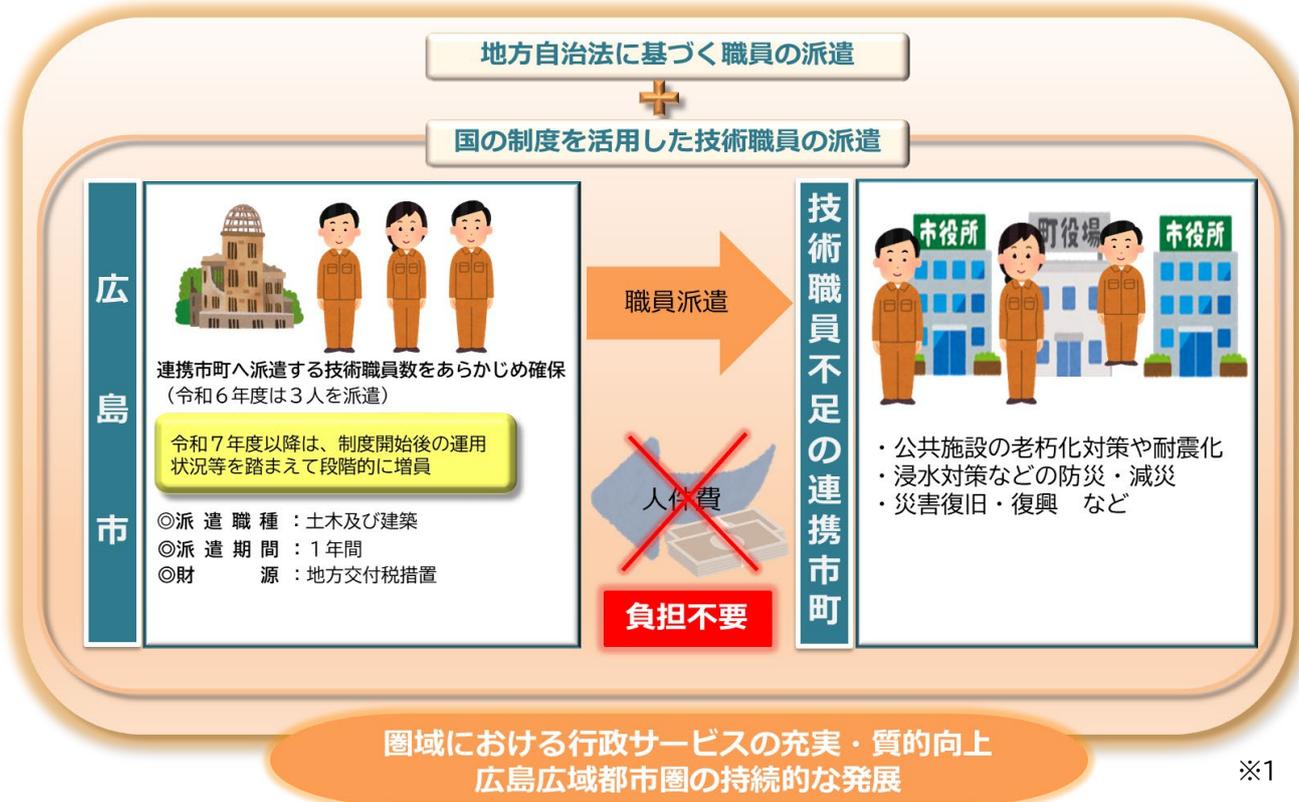
### 4.2.4 取組事例 ④ <連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣>

関係自治体

広島広域都市圏：広島県広島市（連携中枢都市）、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、山口県岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、島根県浜田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町

人材分野

土木・建築



連携中枢都市の技術職員を連携市町へ派遣。地方財政措置を活用して、連携市町の負担を無くす

- 圏域市町の技術職員不足に対応するため、**連携中枢都市である広島市が技術職員を確保し**、技術職員が不足する市町の状況を勘案しつつ、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用した職員派遣を実施。

#### 取組のポイント

- **市町が技術職員の確保に苦慮している現状**を踏まえ、圏域における技術職員の補完体制の構築について検討を開始。
- これまで実施してきた職員派遣の場合、圏域内市町間の相互理解の促進や職員の能力向上などを目的としており、派遣職員に係る人件費は、地方自治法第252条の17に基づき、派遣を受ける市町が負担する必要があった。
- 一方、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用した職員派遣の場合、**当該派遣に係る人件費は、技術職員を派遣する広島市に対して国が人件費相当の地方交付税を措置することから**、派遣を受ける市町においては人件費の負担が不要となる。
- 派遣を希望する連携市町から、**希望する職員の概要（職位・経験年数・経験業務）や派遣後の担当業務等**を聞き取った上で、**広島市が派遣職員を決定**。

※1 「令和5年度第1回広島広域都市圏協議会（令和5年7月12日開催）資料」（広島市提供資料）より引用・加工

取組の流れ

取組のきっかけ

💡 首長会議での意見交換

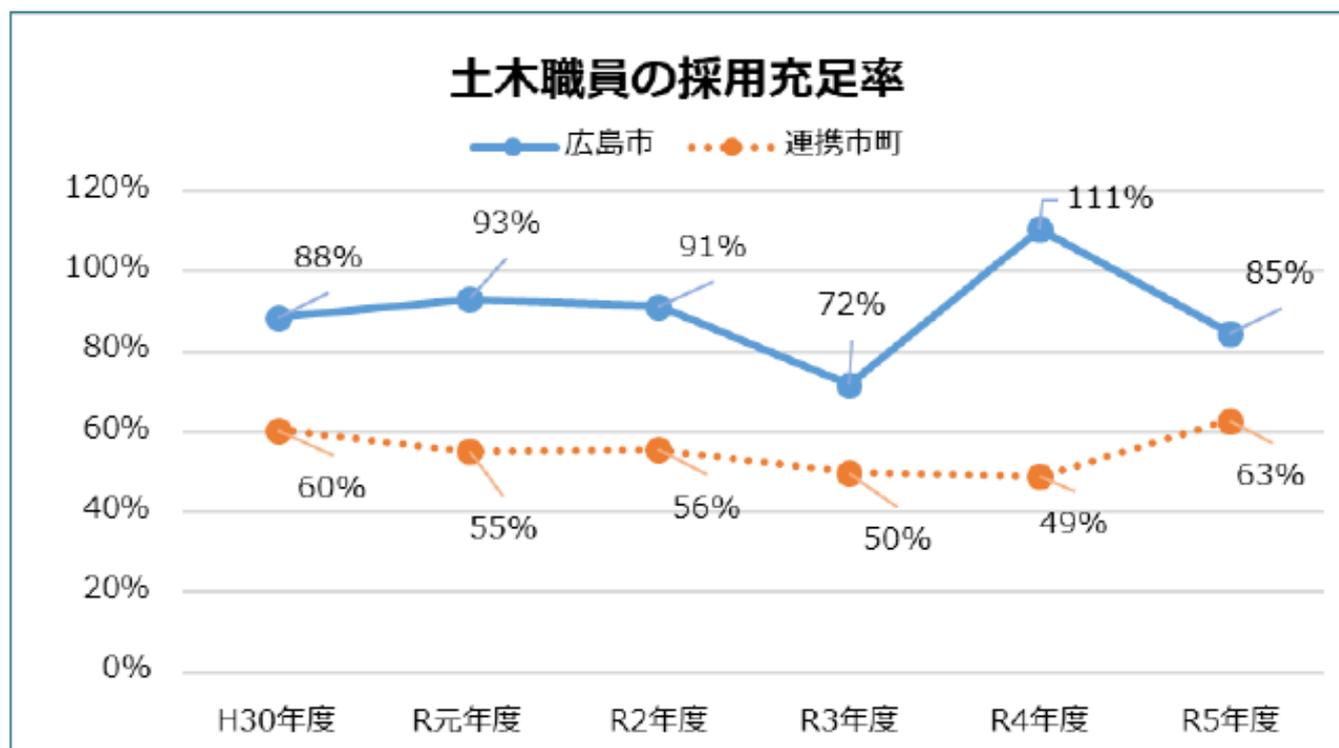
- 令和5年2月に開催された「広島広域都市圏協議会(圏域市町の首長による会議)」において、市町から「技術職員の確保に苦慮している」という声があったことから、圏域における技術職員の補完体制の構築について検討を開始することとなった。

課題の深掘り

💡 連携市町に採用状況を調査

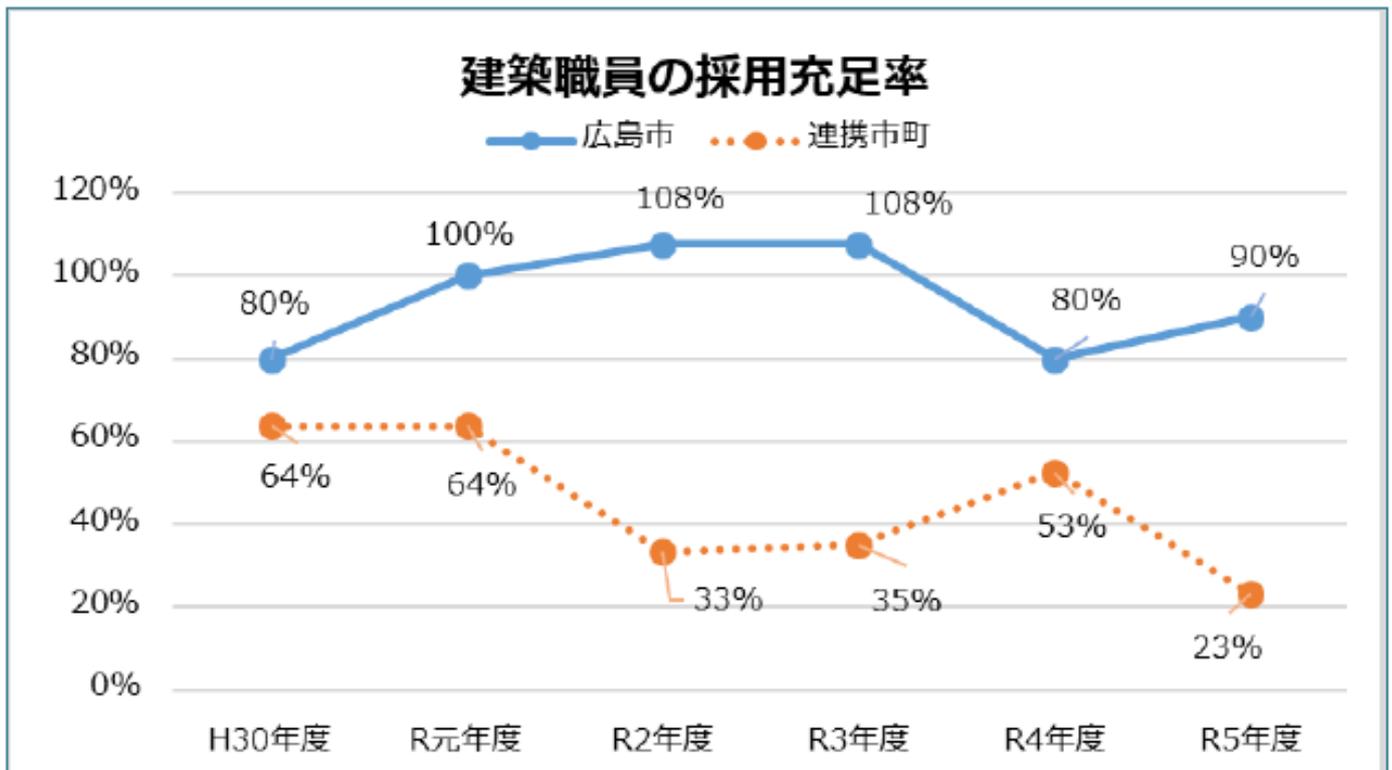
- その後、圏域市町に技術職員の採用状況等に関する調査を行ったところ、広島市の採用充足率は土木職・建築職ともに8～9割であった一方で、連携市町においては5割前後であり十分な採用ができていないことが分かった。
- また、連携市町における技術職員の年齢階層別に見ると、連携市町は若年層に向かうほど職員数が少なくなる傾向にあり、今後、職員数の多くを占める50代の職員が退職する時期を迎えた際には、一層技術職員の不足が深刻になり、また、技術の継承が難しくなるおそれがあることが分かった。

図表4-9 圏域における土木職員の採用状況(※1)



※1 「令和5年度第1回広島広域都市圏協議会(令和5年7月12日開催)資料」(広島市提供資料)より引用・加工

図表4-10 圏域における建築職員の採用状況(※1)



### 課題解決に向けた具体的な検討

- こうした圏域市町の技術職員に関する課題解決のため、国の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を活用することとし、具体的な制度設計に向け、広島市において連携市町に訪問し意見交換を行った。
- その後、令和5年7月開催の広島広域都市圏協議会において、当該取組について説明した上で、令和6年度から希望する連携市町に技術職員(土木・建築)を派遣することとした。

### 派遣職員の決定

- 広島市からの技術職員の派遣に当たっては、派遣を希望する連携市町から、希望する職員の概要(職位・経験年数・経験業務)や派遣後の担当業務等を聞き取った上で、それらを踏まえ広島市が派遣職員を決定する。
- 派遣を希望する市町が多数あった場合には、より緊急度が高いと認められる市町に職員を派遣できるように調整する。

※1 「令和5年度第1回広島広域都市圏協議会(令和5年7月12日開催)資料」(広島市提供資料)より引用・加工

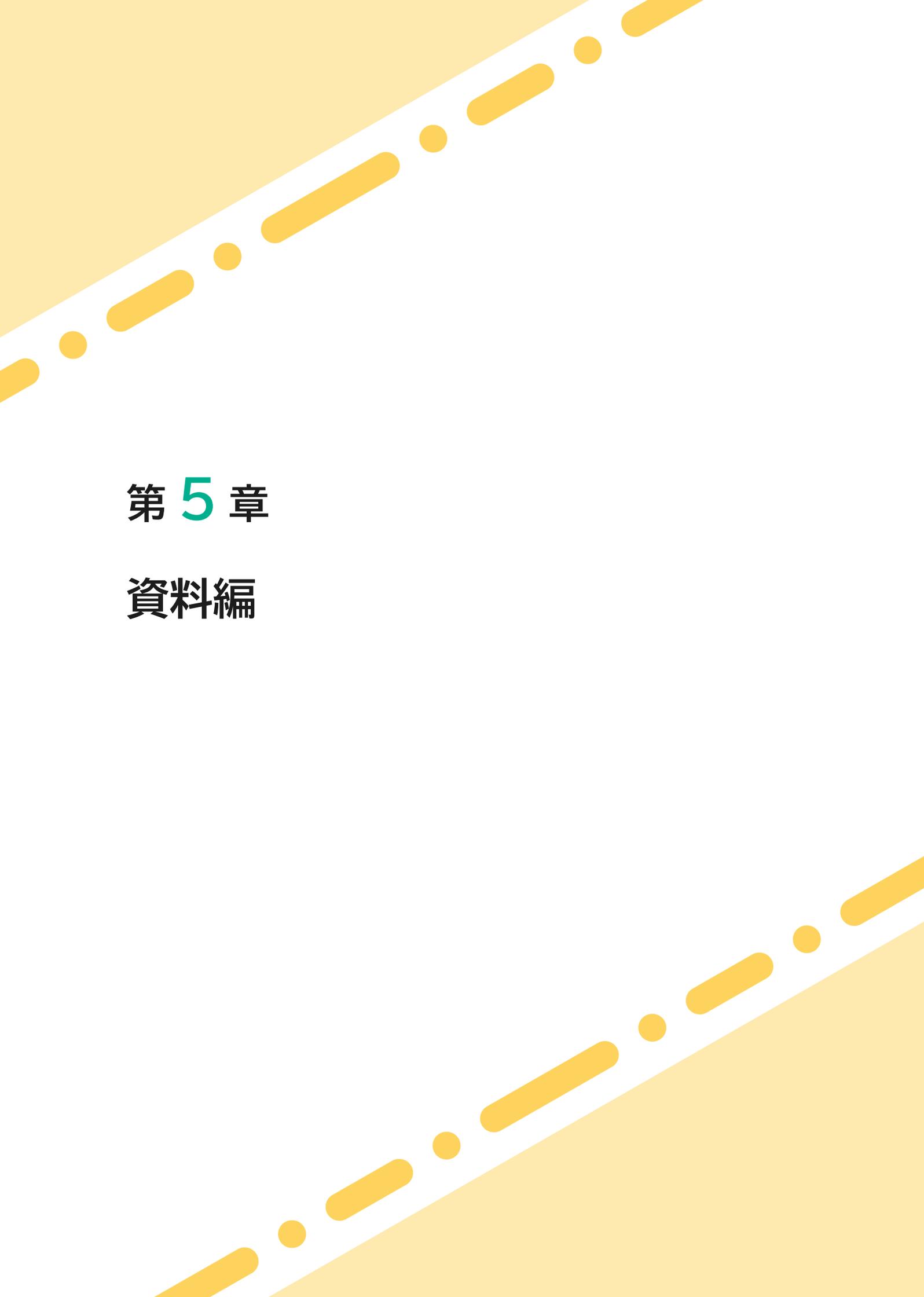
### 取組の効果

- 連携市町における効果:不足する技術職員について、広島市から派遣職員を受け入れることで、公共施設の老朽化対策や防災・減災など喫緊の課題に対応していくことが可能となる。
- 広島市における効果:他市町の行政プロセスや業務経験を積むことで、広島市職員の人材育成につながる。職員派遣という形で技術職員が不足する市町を人的に支援し、圏域の社会インフラ整備を支える職員体制の確保に取り組むことは、中・長期的には、圏域全体の持続可能性を高め、ひいては広島市の発展にもつながる。

#### 担当課

広島市 企画総務局 政策企画部 広域都市圏推進課  
Mail: kouiki@city.hiroshima.lg.jp TEL: 082-504-2017

広島市 企画総務局 人事部 人事課  
Mail: jinji@city.hiroshima.lg.jp TEL: 082-504-2050



# 第 5 章

## 資料編

5.1 複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について(通知)

総 行 市 第 8 号  
 総 行 庁 第 18 号  
 総 財 務 第 6 号  
 令和7年1月23日

各 都 道 府 県 総 務 部 ( 局 ) 長  
 (市区町村担当課、財政担当課扱い)  
 殿  
 各 指 定 都 市 総 務 局 長  
 (企画担当課、財政担当課扱い)

総 務 省 自 治 行 政 局 市 町 村 課 長  
 総 務 省 地 域 力 創 造 プ ル ー プ 地 域 自 立 広 域 課 長  
 総 務 省 自 治 財 政 局 財 務 調 査 課 長  
 ( 公 印 省 略 )

複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について(通知)

高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化が進む中、これまでも各地方公共団体において公共施設の適切な維持管理や統廃合、集約化等に取り組まれてきたところです。今後、更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・複合化(以下「集約化等」という。)に取り組むことが効果的であると考えられますが、広域での取組は十分に進んでいない旨が、第33次地方制度調査会答申(令和5年12月21日)においても指摘されています。

こうした状況を踏まえ、複数団体による広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、令和7年度より地方財政措置を創設・拡充することとしました。

また、公共施設の集約化をはじめ、資源制約に対応するための取組を広域で推進するにあたっては、連携中核都市圏や定住自立圏の枠組みを活用することも効果的であると考えられることから、「連携中核都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を改正したところです。

貴都道府県におかれましては、下記事項に御留意の上、取組を推進していただくとともに、貴管内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、この旨周知していただきましますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 公共施設の集約化等に係る地方財政措置の創設等について  
 広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に  
 向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、令和7年度より、以下1のとおり新  
 たに特別交付税措置を講ずることとしたこと。また、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的  
 に取り組んでいけるよう、以下2のとおり、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の  
 対象を拡充することとしたこと。

1. 複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置の創設  
 (ア) 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費に対する措置

【対象経費】

- ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析
- ・ 協議会の開催、有識者の招聘等の経費 等

【措置額・措置率等】

- ・ 1 団体あたりの措置上限額 500 万円
- ・ 措置率 0.5 (財政力補正なし)

- (イ) 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費に対する措置

【対象経費】

- ・ 住民への広報・説明会の開催
- ・ 集約元施設からの移転に要する経費
- ・ 利用者増を踏まえた備品の整備に要する経費
- ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援
- ・ 施設利用料が異なることに伴う徴収緩和 等

【措置額・措置率等】

- ・ 集約化等 1 件・1 団体あたりの措置上限額 5,000 万円(集約化等完了年度(※)を初年度とする5年度間の合計額)

※新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合には、機能統合が決定した年度)

- ・ 措置率 0.8 (財政力補正なし)

なお、同一市区町村内の都道府県有施設と市区町村有施設を集約する場合も対象とすること、施設の整備を行わず機能を統合する場合(機能廃止(既存施設等を廃止)も含む)に要する上記の経費も措置対象とすること、公営住宅及び公営企業は上記(イ)の対象施設に含まれないことに留意されたい。

2. 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充  
 公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業  
 について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業：充当率 90%、交付税措置率 50%)  
 の対象に追加することとした。

【対象事業】

- ① 施設の整備を行い、複数の施設を統合することに伴って実施する公共施設の除却事業
- ② 施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合することに伴って実施する公共施設の除却事業（機能を廃止することに伴って実施するものも含む）

【対象要件】※以下の要件をすべて満たすことが必要

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② 【対象事業】①の場合、集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積（非建築物の場合は維持管理費等）が減少するものであること（【対象事業】①の場合に限る）

なお、複数団体により集約化・複合化等に取り組み場合のみならず、単一団体内における集約化・複合化等に取り組み場合についても対象となるものであること、経過措置として、過去に集約化・複合化した施設は5年超経過後も対象とすること、地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とすることに留意されたいこと。

第二 広域的な議論の場の設定について

広域的な公共施設の集約化等に向けては、都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市等を中心となつて、広域的な見地に立って、人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論するとともに、公共施設の適正配置に向けた調査検討等を行うことが効果的であると考えられることから、当該団体においては、施設の利用実態・立地等の調査・分析や協議会の開催等を通じて、広域的な公共施設の集約化等に向けた議論を円滑に進めていただきたいこと。なお、調査検討にあたっては、第一 1 (ア) の特別交付税措置が活用できること。

また、こうした議論の場の開催にあたっては、関係する地方公共団体だけでなく、外部有識者等の第三者から意見や提案を得ることにも有効であると考えられる。令和7年度より、総務省及び地方公共団体金融機構が共同して実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザを派遣する支援分野に新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」を追加することとしたことから、積極的に活用いただきたいこと。なお、詳細については、「令和7年度における「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の実施について（周知）」（令和6年12月27日付け総務省自治財政局公営企業課等事務連絡）を参照されたい。

第三 「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」の改正に関する事項

インフラの老朽化や人手不足といった資源制約が深刻化する中で、連携中枢都市圏や定住自立圏において、コンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上等を図っていくためには、そ

れぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であることから、今後、「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を【別紙1、2】のとおり改正し、連携する取組として公共施設の集約化、専門人材の確保、事務の共同実施等を位置付けたこと。

連絡先

（本通知に係る事項全般について）  
 総務省自治財政局市町村課  
 塗師木補佐、深津係長、坂口官  
 TEL：03-5253-5516

（定住自立圏構想推進要綱に関すること）  
 総務省地域力創造グループ地域自立応援課  
 藤岡補佐、森本主査  
 TEL：03-5253-5391

（公共施設等適正管理推進事業債に関すること）  
 総務省自治財政局財務調査課  
 梅本理事官、板垣係長、武藤主査  
 TEL：03-5253-5647

## 5.2 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進に係る財政措置等

### 複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化**等を推進するため、**集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化に係る経費に対する特別交付税措置**を令和7年度より創設。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、**国土交通省と連携して集約化の取組を促進するほか、専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定(調査・検討)	新施設の整備	旧施設の除却	集約化等の円滑化
財政措置等	<p><b>【新規】特別交付税措置</b> 措置率：<b>0.5</b> 措置上限額：<b>500万円</b></p> <p>&lt;対象経費&gt; 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>施設の利用実態や立地等の調査・分析</b></li> <li>・<b>協議会の開催、有識者の招聘</b>等</li> </ul> <p>※連携中樞都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進 (令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長通知)</p>	<p><b>公共施設等適正管理推進事業債</b>(集約化・複合化事業) 充当率：<b>90%</b> 交付税措置率：<b>50%</b></p> <p>&lt;対象&gt; ・複数の施設を集約化・複合化する際に実施する整備事業</p> <p>&lt;主な要件&gt; ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p><b>【拡充】公共施設等適正管理推進事業債</b>(集約化・複合化事業) 充当率：<b>90%</b> 交付税措置率：<b>50%</b></p> <p>※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象</p> <p>&lt;対象&gt; ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業</p> <p>&lt;主な要件&gt; ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの</p>	<p><b>【新規】特別交付税措置</b> 措置率：<b>0.8</b> 措置上限額： 集約等完了年度(*)を初年度として<b>5年度間で合計5,000万円</b></p> <p>&lt;対象経費&gt; 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住民への広報・説明会の開催</b></li> <li>・<b>集約元施設からの移転</b></li> <li>・利用者増を踏まえた<b>備品の整備</b></li> <li>・集約後の施設までの<b>住民の移動費用の支援</b></li> <li>・<b>施設利用料が異なることに伴う激変緩和</b>等</li> </ul> <p>*新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)</p>
その他	<p><b>【新規】専門アドバイザーの派遣</b> ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施</p>	<p>⇒国庫補助(50%)、交付税措置(2.5%)を合わせて<b>72.5%</b></p>	<p>⇒国庫補助(1/2) <b>交付税措置率 50%</b></p>	

公共施設の集約化・複合化等の推進

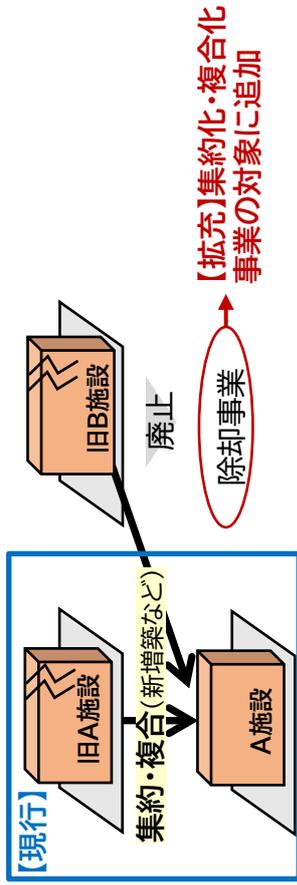
令和7年度地方財政対策

1 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の拡充

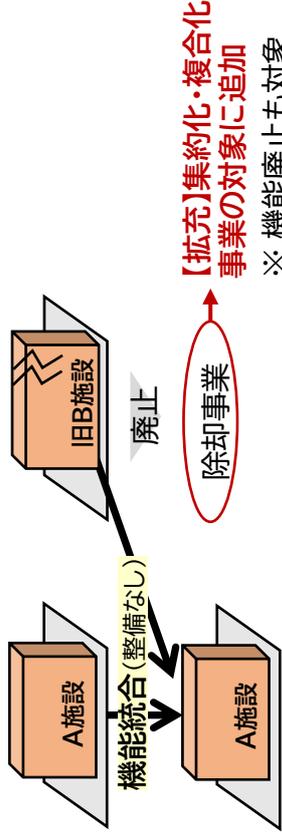
○公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%)について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加  
 ※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする

○集約化・複合化した施設の供用開始(機能統合等)の場合は供用廃止)から5年以内に除却する施設を対象  
 ※経過措置として、過去に集約化・複合化した施設は5年超経過後も対象

(1)施設の整備を行い、施設を統合する場合



(2)施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

○公共施設((2)は公営住宅又は公営企業を除く)を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費		特別交付税措置
(1)複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析</li> <li>● 協議会の開催、有識者の招聘 等</li> </ul>	1団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
(2)複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民への広報・説明会の開催</li> <li>● 集約後の施設までの住民の移動費用の支援</li> <li>● 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等</li> </ul>	集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

## 5.3 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

### 令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

○ 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○ しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

▶ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

#### 事業のポイント

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択
- ② アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担し(団体の負担なし)、直接支払う

#### 事業概要

##### (1) 支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ DX・GXの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用

##### (2) 支援の方法

個別の地方公共団体に派遣

都道府県に派遣

<p>課題対応アドバイス事業</p> <p>上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣</p>	<p>課題達成支援事業</p> <p>上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請</p>	<p>啓発・研修事業</p> <p>都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣</p>
--	--	---

- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX(消防防災DXなど)
- 地方公共団体のGX
  - 地方公共団体間の広域連携  
(公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施)
- 首長・管理者向けトップセミナー ※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

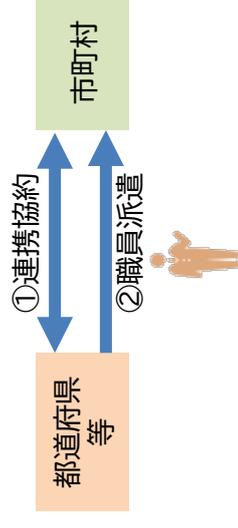
## 5.4 専門人材の確保等に係る財政措置

### 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置(令和6年度創設)

- 地方公共団体において、小規模市町村を中心として、専門性を有する人材の配置が困難な状況が見られることから、都道府県等が、市町村と連携協約を締結した上で、保健師、保育士、税務職員など、当該市町村が必要とする専門性を有する人材を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費について、新たに特別交付税措置を創設。

#### 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の概要

- 都道府県等が、市町村(政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く。)と連携協約(※1)を締結し、当該市町村が必要とする専門性を有する人材(※2)を確保し派遣する場合の募集経費及び人件費(※3)について、特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。(財政力補正なし)



- ※1: 地方自治法252条の2第1項に規定する連携協約をいう。連携協約には基本方針や役割分担のほか、派遣される職員に求められる専門性を規定することが必要。(制度的な派遣される職員数、期間等については、必ずしも連携協約に規定する必要はないが、連携協約を踏まえ、派遣元団体と派遣先団体の間の協定・覚書等に明示的に記載。)
- ※2: 保健師や保育士、税務(地方税の徴収等)や用地(道路建設に伴う買収等)など、様々な分野における専門性を有する人材が対象。なお、技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている。
- ※3: 任期の定めのない常勤職員(①主に市町村支援に従事する職員、かつ、②対象人材(連携協約に規定された専門人材)の業務に従事する職員として採用されている者(又は準じた人事上の取扱いを受ける者))・任期付職員・非常勤職員の人件費が対象。

#### 【対象経費等】

- (1) 連携協約に基づく専門人材の確保に要する募集経費
  - ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置  
 派遣する専門人材の職種に係る募集経費 × 0.5  
 上限額: 100万円/団体

#### (2) 連携協約に基づき派遣する専門人材の人件費

- ・ 専門人材を派遣する都道府県等への措置
  - 人件費 × 0.5  
 上限額: 600万円程度/人  
 ※市町村からの負担金がある場合は控除  
 ※自治法派遣の場合は対象外
- ・ 専門人材を受け入れる市町村への措置
  - 負担金 × 0.5  
 ※自治法派遣の場合に対象  
 ※連携協約に基づく派遣先ポストにつき、派遣初年度のみ措置対象

都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保に  
要する職員の人件費等に係る特別交付税措置

令和7年度延長・拡充

- デジタル人材が逼迫する中で、特に小規模市町村において人材確保が進んでいないこと等を踏まえ、都道府県等が市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する経費に係る特別交付税措置を令和11年度まで延長。

特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額	対象経費の上限額	対象期間
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県(連携中枢都市等含む)による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費、募集経費等</li> <li>○上記の経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合の当該負担金</li> </ul>	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額 拡充期間は令和9年度まで	人件費相当額: 2,000万円/人 募集経費: 100万円/団体 →300万円/団体	R11年度 まで

市町村支援業務の想定事例

- ・ DX・情報化計画等の策定・見直し案の作成
- ・ 標準化・クラウド化に向けた助言・仕様調整
- ・ デジタル技術等も活用した業務見直し(BPR)、システム発注支援
- ・ データ利活用に関する助言
- ・ 人材育成(研修企画・講師等)
- ・ セキュリティ研修・監査支援

＜都道府県による市町村支援(イメージ)＞  
(職員として採用する場合)



留意点

- 主な所掌事務が市町村支援業務でないデジタル人材に係る経費は、対象外。
- 民間事業者への委託の場合、デジタル人材の人件費以外(交通費、通信運搬費等)に要した経費は、対象外。ただし、事業運営経費のうち募集経費に相当する経費は、措置の対象。

※都道府県が一定のスキル・経験を有するデジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用了した場合の人件費について、普通交付税措置を講ずることとしている。

## 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る特別交付税措置

- 計画的なデジタル人材の育成が喫緊の課題であることを踏まえ、DX推進リーダーの育成に係る経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

### 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	措置額		対象期間
		対象経費の上限額		
都道府県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DX推進リーダーの育成に係る研修に要する経費、民間講座の受講料、資格取得のための受験料(初歩的なものではなく、一定の専門的な資格試験を対象)等(想定される経費) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育成プログラム実施に係る委託費又は負担金</li> <li>・ 民間事業者、大学等の講座受講料</li> <li>・ 人材育成事業に必要なその他の経費(育成プログラム策定経費、ソフトウェアライセンス料など環境整備に要する経費等)</li> </ul> </li> </ul>	対象経費の合計額に0.7を乗じて得た額	なし	R7年度 まで

### <自治体DX全体手順書>

「内部職員をDX推進リーダーとして集中的に育成・確保していくにあたっては、DX推進リーダーとして育成する職員を指定※し、集中的に育成プログラムを実施することが求められる。」

- ※ 指定にあたり、「職員本人の希望」のほかに参考とすべき情報
- ・ 対象職員のこれまでの職務経歴(特にシステム、Webサービス・アプリケーション等)
  - ・ 独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験等の資格取得状況
  - ・ 民間IT企業での実務経験

### 留意点

- 自治体DXアクセラレータとして確保した者に対して行う研修に要する経費についても、当該者をDX推進リーダーに指定する等 本特別交付税措置の要件を満たす限り、措置の対象。
- 育成プログラム上に記載の無い研修や幅広い職員を対象とした研修に係る経費は対象外。
- 自治体DX推進に係る幅広い経費ではなく、DX推進リーダーの育成に係る経費のみが対象。

## 市町村におけるCIO補佐官等としての外部人材の任用等に係る特別交付税措置

- 市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等(※1)の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を引き続き措置。

### 特別交付税措置の概要

対象団体	対象経費	対象経費(詳細)	措置額		対象期間
			措置額	対象経費の上限額	
市町村	①任用等経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの(※2) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等(期末手当等を含む。)</li> <li>● 外部に業務委託する場合 → 委託料等</li> </ul>	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	なし	R7年度まで
	②募集経費	市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集を行うための経費	対象経費の合計額に <u>0.7</u> を乗じて得た額	100万円	R7年度まで

(※1)CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

(※2)1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、**財政措置の対象上限は3名分**(令和6～7年度)

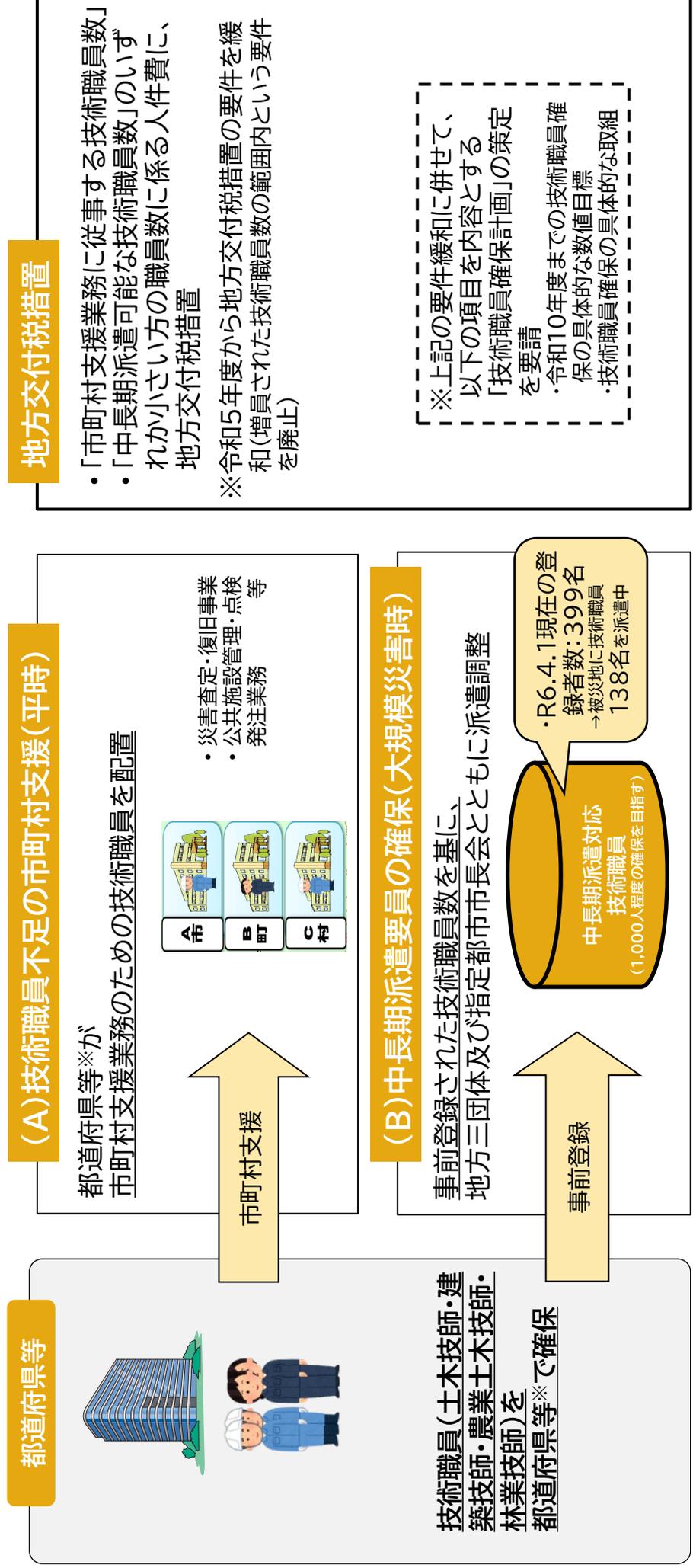
### 留意点

- 措置対象となるCIO補佐官等の業務は、全庁的・横断的にDX推進を図る「特別職非常勤職員の助言業務」に相当するもの。
- 業務委託も対象となるものの、単なる各種計画策定の業務委託は対象外。また、内部検討の助言等の対象部分は、必要に応じて按分計算して報告していただく必要。

## 復旧・復興支援 技術職員派遣制度(令和2年度創設)

- 近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を中心に技術職員の不足が深刻化
- さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況

▶ 都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組み



※市町村間連携として、他市町村の支援業務のために技術職員を確保・配置する市町村を含む

## 5.5 連携中枢都市圏構想推進要綱の一部改正について(令和7年1月23日)

## 改正後の要綱(抄)

## 第1 趣旨

## (3) 連携中枢都市圏に求められる取組

連携中枢都市圏の形成については相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、**人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある**。こうした状況において、「**経済成長のけん引**」、「**高次都市機能の集積・強化**」及び「**生活関連機能サービスの向上**」による**活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくために**、それぞれが**有する資源を活かし合い、共同で活用していく視点が不可欠**であり、**公共施設の集約化や専門人材の確保**など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このためには、**連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要**である。このような問題意識は、**第33 次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」**にも盛り込まれているところである。

## 第5 連携中枢都市圏形成に係る連携協約

## (2) 連携中枢都市圏形成に係る連携協約に規定する事項

## ④ 連携する取組

連携する取組は、地域の実情に応じて柔軟に定めて定めるものであるが、圏域全体の経済をけん引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという観点から、**ア 圏域全体の経済成長のけん引、イ 高次の都市機能の集積・強化、ウ 圏域全体の生活関連機能サービス**の向上、**ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

**はじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である。**(中略)

**ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

**C 資源制約に対応するための圏域マネジメント等**に係る政策分野

**a 人材の育成(デジタル人材**その他**の専門人材の育成を含む。)**  
**b 外部からの行政及び民間人材の確保(デジタル人材**その他**の専門人材の確保を含む。)**

**c 圏域内市町村の職員等の交流**

**d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等**

・**圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討**

・**複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用**

**等に係る連携**

**e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施**

**f aからeまでに掲げるもののほか、資源制約に対応するための圏域マネジメント等**に係る連携

## 第8 市町村に対する助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における連携中枢都市圏の形成や連携中枢都市圏に関する取組について情報提供や助言を行うとともに、積極的な支援を行うことが期待される。特に、産業振興、医療、地域公共交通、インフラの整備、**公共施設の適正配置等に向けた議論の促進**など、都道府県が広域自治体として**取り組むことが効果的な事務**については、連携中枢都市圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図るなど、連携中枢都市圏の取組を支援することが期待される。

## 5.6 定住自立圏構想推進要綱の一部改正について(令和7年1月23日)

## 改正後の要綱(抄)

## 第1 趣旨

## (5) 定住自立圏に求められる取組

定住自立圏の形成については、相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、**人口構造の変化等に伴うインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約に直面する中で取組を推進していく必要がある**。こうした状況において、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「資源制約に対応するための圏域マネジメント等」による活力ある社会経済を維持するための拠点の形成・維持を図っていくためには、**それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であり、公共施設の集約化や専門人材の共同確保など、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である**。このためには、**連携する市町村において将来のビジョンを共有した上で、各市町村が連携事業に積極的に関与し、それぞれの意見を十分に踏まえた丁寧な合意形成を行うことが重要である**。このような問題意識は、**第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」**にも盛り込まれているところである。

## 第5 定住自立圏形成協定

## (2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

## ④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るといった観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。(中略)  
なお、**人口構造の変化等に伴う資源制約の中で、必要な生活機能を確保するためには、学校施設等の集約化・複合化や、道路・橋梁等のインフラの市町村の枠を超えた維持管理や修繕等の取組など、圏域内の公共施設や人材をはじめとする資源を効率的に活用するための取組を進めることが重要である**。(中略)

ウ 資源制約に対応するための圏域マネジメントに係る政策分野

- a 宣言中心市等における人材の育成(デジタル人材**その他の専門人材**の育成を含む。)
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保(デジタル人材**その他の専門人材**の確保を含む。)
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 圏域内の公共施設の集約化・共同利用等
  - ・圏域内の公共施設の立地状況、利用実態等を踏まえた最適配置に向けた調査検討
  - ・複数市町村にまたがる公共施設の集約化・共同利用等に係る連携
- e 人材をはじめとする資源を効率的に活用するために必要な事務の共同実施
- f aからeまでに掲げるもののほか、**資源制約に対応するための圏域マネジメント等**に係る連携

## 第9 市町村に対する助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備、**公共施設の適正配置等に向けた議論の促進**等都道府県が**取り組むことが効果的**な事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

## 5.7 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」(抄)

(令和5年12月21日)

### 第3 地方公共団体相互間の連携・協力及び公私の連携

#### 1 地方公共団体相互間の連携・協力

##### (1) 資源制約等に対応していくための連携・協力の取組の深化

人口構造の変化により、今後は、**インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化**が予想される。地方公共団体には、持続可能な形で住民生活を支えていくため、**それぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点がますます求められる**ことになる。(中略)都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、**広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携や将来に向けたビジョンの共有が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていくことが求められる。**(後略)

##### (2) 公共施設の集約化・共同利用

高度経済成長期以降に整備された**施設・インフラの老朽化が課題**となる中、(中略)今後ますます課題の深刻化が懸念される状況においては、各地方公共団体での取組だけでなく、**他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・共同利用や長寿命化に取組むことが効果的**と考えられる。しかしながら、公共施設の集約化・共同利用は、**施設の廃止の議論にも踏み込む必要が生じるなど合意形成のハードルが高く、地域を超えて取組む場合の利害調整には特に困難を伴うため、広域での集約化・共同利用の取組が十分には進んでいないもの**と考えられる。このため、市町村間の広域連携においては、(1)で述べたような円滑な合意形成に向けた取組を通じ、**各市町村が、広域的な公共施設の集約化・共同利用にも積極的に取り組むことが期待**される。また、地域によっては、**都道府県が調整や事務局機能といたった役割を担うことで、市町村間での公共施設の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる**事例も見られる。地域の実情や市町村のニーズを踏まえつつ、**都道府県には、自らが市町村等と連携して公共施設の集約化・共同利用に取り組むことや、広域自治体としての役割を発揮して、市町村間での合意形成が円滑に進むよう、適切な助言や調整、支援を行うことが期待**される。(後略)

##### (3) 専門人材の確保・育成

市町村間での連携や都道府県による補完・支援によって専門人材を確保・育成する取組事例は多くは見られない。この結果として、とりわけ**規模の小さな市町村を中心として、専門人材の配置が困難な状況が生じている。**(中略)**市町村がそれぞれ単独で専門人材を確保・育成する取組には限界がある**と考えられる。地方公共団体においては、必要な専門人材を自ら確保・育成する努力に加えて、**他の地方公共団体と連携して確保・育成に取り組む視点も一層重要**になる。こうした観点からは、**都道府県や規模の大きな都市には、専門人材の確保・育成について課題に直面している市町村と認識を共有し、連携して確保・育成に取り組んでいくことがこれまで以上に期待**される。(後略)

## 5.8 事務の共同処理制度の比較

第2章「自治体間の連携の手法」2.2「事務の共同処理制度」で紹介した、7つの共同処理制度の比較を以下に示します。

図表5-1 事務の共同処理制度の比較

制度の種類	法人の設立を要しない簡便な仕組み				
	連携協約	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行
イメージ	<p>基本的な方針 役割分担</p>	<p>法律効果</p> <p>調整</p> <p>事務処理</p>	<p>法律効果</p> <p>abc</p> <p>事務処理</p>	<p>事務処理</p> <p>法律効果</p>	<p>事務処理</p> <p>法律効果</p>
組織	—	構成団体の職員が処理 ※機関が存在しない	構成団体の職員が処理 ※機関が存在する	受託団体が事務を処理	一方の団体が他方の団体の事務を処理
効果の帰属	—	各構成団体に帰属	各構成団体に帰属	受託団体に帰属	他方の団体に帰属
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な方針や役割分担を定める仕組み（管理及び執行することはない）</li> <li>・双務契約に類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会固有の財産・職員を有しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託団体は受託事務を自己の事務として処理（委託した団体は権限がなくなる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る</li> <li>・民法の代理に相当</li> </ul>
当事者	1対1	複数の団体		1対1	
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※1) ③都道府県知事への届出(※2)				
解散・規約の変更等	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※1) ③都道府県知事への届出(※2)				

※1 連絡調整協議会の場合には、議決不要

※2 都道府県の加入するものについては総務大臣への届出

制度の種類	法人の設立を要しない簡便な仕組み				
	連携協約	協議会	機関等の共同設置	事務の委託	事務の代替執行
紛争解決方法のビルトイン	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる</li> <li>・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受諾を要しない)</li> </ul>	<p>×</p> <p>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)</p>			
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各構成団体の長等の名において事務を管理執行</li> <li>・各構成団体が形式的には主体性を保つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う</li> <li>・権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確</li> <li>・事務処理の効率性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動的な意思決定が難しい</li> <li>・責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない</li> <li>・名称が共同処理機構を想起しづらい</li> <li>・数が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続が煩雑</li> <li>・複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性</li> <li>・限定された分野での活用にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>・受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う</li> <li>・権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない</li> <li>・数が少ない</li> </ul>
事例活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道、簡易水道等</li> </ul>

制度の種類	別法人の設立を要する仕組み	
	一部事務組合	広域連合
概略図	<pre> graph TD     A((A)) --&gt; X((X))     B((B)) --&gt; X     C((C)) --&gt; X     X --- TP[事務処理]     X --- LE[法律効果]             </pre>	
組織	独立した法人格あり	
法律効果の帰属	一部事務組合に帰属	広域連合に帰属
その他	・財産を保有できる	・財産を保有できる ・首長を直接選挙できる ・連合長に代えて理事会を置くことができる
当事者	複数の団体	
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)	
規約の変更等	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
紛争解決方法のビルトイン	<p>×</p> <p>(地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)</p>	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を有するため、財産の保有が可能</li> <li>・議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確</li> <li>・構成団体は事務処理権限を失う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合とほぼ共通</li> <li>・国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能</li> <li>・規約の変更を要請することが可能</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる</li> <li>・機動的な意思決定が難しい</li> <li>・構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない</li> <li>・やや減少傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部事務組合とほぼ共通</li> <li>・国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない</li> <li>・数が頭打ち</li> </ul>
活用事例	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等

※1 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可

※2 都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出



総務省自治行政局市町村課

令和7年3月